

令和4年度第4回献血推進調査会の審議結果について

- ・ 令和4年度第4回献血推進調査会の審議結果について（概要） …… 1

【献血推進調査会 当日資料】

- ・ 資料1-1 献血推進計画の在り方について …… 3
- ・ 資料1-1 （別添）回答とりまとめ …… 5
- ・ 資料1-2 地方分権提案に係る調査について（依頼） …… 12
- ・ 資料1-3 計画関係のスケジュール（令和4年度） …… 26
- ・ 資料2-1 滋賀県における若年層献血推進の取組について（参考人提出資料） …… 27
- ・ 資料2-2 令和4年度若年層献血推進アクションプラン（参考人提出資料） …… 37
- ・ 資料2-3 イオンモール株式会社における献血推進活動（参考人提出資料） …… 41
- ・ 資料3 輸出に際しての献血の同意説明書の変更（案）について
（日本赤十字社提出資料） …… 56
- ・ 参考資料 輸出に際しての献血の同意説明書（案）について
（日本赤十字社提出資料）
（令和4年度第3回献血推進調査会資料4より） …… 63

令和4年度第4回献血推進調査会の審議結果について（概要）

1 開催日時・場所

令和5年1月16日（月）14:00～16:00

日比谷国際ビルコンファレンススクエア8階8E会議室（Web会議）

2 出席者

○献血推進調査会委員（12名）※五十音順、敬称略

石田 明、喜多村 祐里、柑本 美和、佐々木 司、武田 飛呂城、田中 里沙、土田 登也、
根岸 久美子、人見 嘉哲、松本 剛史、宮川 政昭、村井 伸子

○日本赤十字社（3名）※敬称略

前野 節夫、松田 由浩、鹿野 千治

○参考人（2名）※五十音順、敬称略

橋本 富蔵（滋賀県健康医療福祉部薬務課主査）

森本 満（イオンモール株式会社 戦略部ESGグループ マネージャー）

3 議事概要

○議題1 献血推進計画の在り方について

令和3年地方分権改革に関する提案募集事項として取り上げられた「都道府県献血推進計画」について、調査会での検討結果を踏まえた見直しの見解を伺うために全都道府県を対象に実施した調査結果を報告し、今後の方向性を示した。

（委員からの主なご意見）

- ・ なし。原案で了承。

○議題2 自治体・企業における取組の紹介

滋賀県健康医療福祉部薬務課橋本様より滋賀県における若年層献血推進の取組、イオンモール株式会社森本様より社内献血促進の取組を紹介した。

（委員からの主なご意見）

- ・ 滋賀県の取組によって、効果が出ているのは一部の地域に留まるのか、あるいは全体的に増えているのか。
- ・ ショッピングモールは全天候型の施設として、高齢者の健康維持の観点から優れていると言え、献血においても、集客力の観点からご協力いただける方が多いため、引き続き献血会場としてご提供いただきたい。

○議題3 その他

国内血漿由来の血漿分画製剤の輸出について、事前に献血者の方に説明し、同意を得る手続きについて、「献血の同意説明書」への記載から「お願い！」パンフレットへの記載への変更について、日本赤十字社より改めて案が示され、議論した。

(委員からの主なご意見)

- 輸出に際して、献血者に理解を求めるにあたり、同意を得て進めていくのであれば、「献血の同意説明書」とパンフレットの両方に記載する方がよいのではないか。
- パンフレットへの記載のみとした場合、採血現場のスタッフの説明の仕方による違いで、献血者に輸出に関する理解の差が生じるのではないかと。
- 輸出に際しての献血者の説明についてのお知らせ方法は引き続き検討し、次回の調査会で議論することとなった。

以上

令和5年1月16日
医薬・生活衛生局
血液対策課

献血推進計画の在り方について

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（以下「血液法」という。）の主旨である血液製剤の安定供給とは、医療に必要な血液を過不足無く患者に届けることであり、そのためには、国、地方公共団体、日本赤十字社をはじめ、血液製剤の製造販売業者、医療機関、ボランティアの方々等の関係者の協力が必要になります。

その一方で、令和3年「地方分権改革に関する提案募集」において、都道府県献血推進計画（以下「県計画」という。）の策定義務付けの廃止の提案がされたことから、厚生労働省では、薬事・食品衛生審議会における今後の血液事業の在り方の検討の中で、県計画の在り方についても議論を頂きました。あわせて、関係県からも意見を頂きながら検討を進めてきました。

検討に当たっては、同審議会で出された意見を踏まえ、県計画の策定義務は引き続き維持するものの、策定する時期が遅い、策定自体が煩雑である等の意見もあることから、県計画の策定期間を十分確保できるようにすること等の措置を講ずる方向で議論を進めてきたところです。

今般、改めて県計画の在り方に関する各都道府県の意向を丁寧に確認するため、既にヒアリングで意見聴取した関係県も含めた全ての都道府県に対して、令和4年12月13日付で別添の調査票（資料1-2）を発出いたしました。

<調査結果> ※詳細は別添のとおり。

設 問	回答数
1 同計画の策定の義務付けを <u>廃止</u> すべき	6 件
2 同計画の策定の義務付けは <u>努力義務規定又は「できる」規定とすべき</u>	7 件
3 同計画の策定の義務付けは <u>現状維持</u> とすべき	10 件
4 同計画の策定の義務付けは <u>現状維持</u> とした上で、 <u>計画期間及び内容等を見直すべき</u>	23 件

※ 佐賀県からは「1若しくは2」と回答いただいております、表中に含めていません。

上記調査結果のとおり、都道府県の意向としては、「同計画の策定の義務付けは現状維持とした上で、計画期間及び内容等を見直すべき」が大半となっており、県計画については引き続き血液法に基づく計画として存置する一方、その計画期間及び内容等について、下記のとおり見直しを行うことといたします。

- ・ 同計画の記載事項のうち、「当該年度に献血により確保すべき血液の目標量」については引き続き毎年度変更することとする一方で、その他の「献血に関する普及啓発その他の血液目標量を確保するために必要な措置に関する事項、その他献血の推進に関する重要事項」については、必ずしも毎年度の変更は必要なく、変更の必要が生じたときのみ変更することで差し支えないこととする。
- ・ 同計画の策定に伴う手続（協議会開催等）については、各都道府県の判断に基づいて実施することで差し支えないことを明確化する。
- ・ 都道府県における計画策定作業の時間的余裕を確保するため、従来は国計画の告示後の2月末～3月末の期間で策定していたところ、今後は、各都道府県別の血液目標量が実質的に確定する11月末～3月末を策定に充てることが可能となるようスケジュールの見直しを行う。

今回、各都道府県から県計画に関し多くの貴重な意見を頂きました。厚生労働省として、今後も都道府県の実情に応じた取組の円滑化や事務負担の軽減といった観点を十分踏まえて制度の運用・改善に努めてまいります。

都道府県献血推進計画の策定義務付けの廃止に係る調査

問1

現行法では、同計画は策定が義務付けられていますが、これに係る見直しについて、貴団体はどう考えますか。

- 1 同計画の策定の義務付けを廃止すべき
- 2 同計画の策定の義務付けは努力義務規定又は「できる」規定とすべき
- 3 同計画の策定の義務付けは現状維持とすべき
- 4 同計画の策定の義務付けは現状維持とした上で、計画期間及び内容等を見直すべき

1を選択した団体	6団体	(13.0%)
2を選択した団体	7団体	(15.2%)
3を選択した団体	10団体	(21.7%)
4を選択した団体	23団体	(50.0%)

計 46団体

(※構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100%とはなりません。)

(※佐賀県からは「1若しくは2」と回答いただいております。上記に含めておらず、構成比も佐賀県を除く46団体を100%として算出しております。)

問2（【問1】で1、2を回答した団体はお答えください。）

血液法第5条に定める地方公共団体の責務をどのように果たすのかお答え下さい。
（必須記載）

【問1】で「1 同計画の策定の義務付けを廃止すべき」を選択した団体

●【神奈川県】

「県計画は、国計画及び受入計画を基に作成しているが、国計画において、献血推進の実施体制と都道府県の役割、献血推進のための具体的な施策が示されているため、現状、県計画は形式的なものとなっており、県の施策遂行上、県計画の策定が必要不可欠なものとは言えない。

これら計画の中で重要な事項の一つである確保すべき血液の目標量（以下「目標量」という。）は採血事業者の受入計画作成時に、各都道府県に事前協議済みであり、県計画において受入計画と異なる目標量を設定する余地はない。

以上を総合的に勘案すると、県計画策定以外の方法によっても献血に関する必要な取組は実施可能であり、県計画策定の代替策が講じられているのであれば、県計画策定は必ずしも必要ではないと考える。」

という提案団体の意見に賛同するものである。

●【和歌山県】

本県で別途作成している長期総合計画及び保健医療計画において献血に関する計画も立てており、こちらを用いることで、計画的に献血推進施策を実施するとともに、国計画や採血事業者の受入計画との整合性も図りながら進捗状況の確認・評価及び見直しが可能となっている。

また、献血に関する普及啓発、目標量を確保するために必要な措置等も、法及び国計画に従い県計画がなくとも県が実施すべきであり、本県においては、市町村担当者会議（県血液センターも参加）等を毎年開催しており、県内市町村及び県血液センターと連携を密にし、種々の取組を実施していく。

仮に、献血の推進及び血液製剤の適正な使用に関する施策についての重要事項の調査審議に関することが生じた場合には、本県の献血推進協議会（学識経験を有する者、医療関係団体の代表者、報道機関の代表者等から構成）を開催し、審議いただく体制もとっている。

以上のことから、県計画がなくとも血液法第5条に定める地方公共団体の責務を果たすことは可能であると考えている。

●【徳島県】

献血の推進については、国計画において示された献血推進の実施体制と都道府県の役割、献血推進のための具体的な施策を基本とし、重要な事項である確保すべき血液の目標量は、採血事業者の受入計画作成時に実施する事前協議において、県内の献血状況、推進への取組を十分に考慮・検討協議し、決定している。

大規模に行うキャンペーンなどは厚生労働省からの通知に沿い、県で実施要綱を定めて、採血事業者、各市町村等関係機関の協力を得て啓発等を実施しており、県独自での取組みに関しては、予算編成時に事業計画を立てて実施しており、これらにより血液法第5条に定める地方公共団体の責務を果たしていくよう考えている。

●【福岡県】

献血の実施については県赤十字血液センターと協同し、普及・啓発を行っており、毎年度、若年層対策のセミナー実施、複数回献血者の確保のための周知、市町村及び献血協力団体との研修会などを実施することにより、その責務を果たしているものと考えている。

●【大分県】

現状、当県でも都道府県献血推進計画があまり重要な位置づけにはない印象がある。策定義務が廃止された場合でも、提案自治体の意見のとおり法や各通知に基づき、これまでと同様に市町村や血液センターと連携しながら献血の普及啓発等を進める考えである。

●【宮崎県】

県計画を策定しない場合であっても、法や国計画に基づき、献血に関する普及啓発や目標量を確保するために必要な措置等に関する取組について実施すること、献血推進協議会の開催により、県内市町村や血液センターと密に連携を取りつつ普及啓発を行うこと等により責務を果たせると考える。

【問1】で「2 同計画の策定の義務付けは努力義務規定又は「できる」規定とすべき」を選択した団体

●【栃木県】

栃木県では栃木県献血推進協議会を設置しており、献血思想の普及、献血者の組織化その他献血の推進を図っている。本協議会において次年度の献血推進計画について協議し、委員の承認をもって計画を策定している。

仮に血液法に基づく計画の策定の義務づけが廃止となった場合でも、今までと変わらず献血推進計画の策定を行う予定である。

●【埼玉県】

当県としては、毎年計画を策定し、市町村及び採血事業者と連携し、計画を運用することで計画的な血液の確保を行っているため、今後も義務付けの有無にかかわらず、計画を策定していく予定である。

しかし、本来は自治体の実情を踏まえ、献血推進を行うべきである。計画策定を必須とせず、各自治体の実情に応じて、計画的に血液を確保する対策を講じることができるのであれば、法第5条に定める責務は果たせると考える。

●【長野県】

一般論として、計画策定を義務付けている法令等が非常に多く、地方自治体の負担が大きいことから、地方行政の効率化に資するという趣旨から計画の義務付けまでは必要ないのではないかと考えている。

ただし、本県の現状を踏まえると、献血は重要な課題と認識しており、少なくともその必要性が認められる間は、今後も献血推進計画を策定していく。

●【岐阜県】

努力義務規定により、引き続き、都道府県献血推進計画を定め、献血事業を推進する。

●【鳥取県】

鳥取県では、採血事業者との事前協議の上で設定した確保すべき血液の目標量について、県内各市町村へ協力依頼及び設定量についての確認を得ているため、改めて県計画を策定せずとも献血の確保への連携を十分に果たすことができる。

また、国計画で記載されている全国的なキャンペーンの実施などについては、厚生労働省から開催時期に発出される通知をもとに、県での運動計画又は関係機関への協力依頼の通知を作成し、広く県内への周知及び啓発ができています。

●【香川県】

本県においては、引き続き血液法に基づく献血の推進に関する計画を策定することにより同条の責務を果たしていくが、地域の実情に応じて他の手法により同条の責務を果たすこととしても差し支えない。

●【沖縄県】

献血セミナー等の開催により住民（特に若年層）の献血への理解を深める、市町村や企業団体などに対して採血事業の受け入れについて協力要請するなどの献血普及啓発事業により、責務を果たしているものとする。

上記事業は都道府県計画の策定義務に関わらず、法や国計画に則って実施されるべきものであり、県計画策定を「義務」としなくても献血に関する普及啓発や目標量確保に必要な措置を講ずることは可能である。

また、月単位で目標量に届かず、血液製剤の不足が懸念される場合は、県広報手段を通じて県民に対し緊急呼びかけを行うなど、採血事業者である県血液センターと常に連携して目標量確保に取り組んでいるところである。

その他

【問1】で「1 同計画の策定の義務付けを廃止すべき」若しくは「2 同計画の策定の義務付けは努力義務規定又は「できる」規定とすべき」と回答した団体
--

●【佐賀県】

法第11条第7項の規定に基づき、これまで同様、献血の普及啓発等、献血により受け入れる血液の目標量を確保するための取組を行っていく。

問3（問1で「4」を選択した団体はお答えください。）

見直しについて、献血推進調査会では、議論の中で、「当該年度に献血により確保すべき血液の目標量」については毎年度変更することが必要ではないかとの見解が示されているところです。

これを踏まえ、見直しについて、「当該年度に献血により確保すべき血液の目標量」のみを毎年度変更し、その他の「献血に関する普及啓発その他の血液目標量を確保するために必要な措置に関する事項」及び「その他献血の推進に関する重要事項」は、必要が生じたときのみ変更するという見直し案を検討することとしています。これについて、貴団体はどう考えますか。

- 1 賛成
- 2 反対

1 賛成	21団体	(95.5%)
2 反対	1団体	(4.5%)

計 22団体

(※構成比は、問1で「4」を回答した22団体を100%とします。)

(※構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100%とはなりません。)

(※愛知県は積極的な賛成・反対ではないため、総数に含めず、下記に意見のみ掲載します。)

(※長崎県は条件付きで賛成であるため、上記賛成票には含め、下記に意見を掲載します。)

●【愛知県】

県献血推進計画を策定するにあたり、採血事業者から採血計画(案)の提供を受けているが、その数値が現実的或いは妥当な数であるのか、県単独では評価できないため、提供された数値をそのまま受け入れざるを得ないのが現状である。

よって、採血事業者から県に寄せられる各計画数の協議依頼についても意義は薄いと感じる。そのため、国と採血事業者で各都道府県の採血計画等を作成し、各都道府県の血液の確保目標量や目標献血者数を盛り込んだ国の献血推進計画を策定していただきたい。

そのうえで、各都道府県はその計画を達成するために、「献血に関する普及啓発その他の血液目標量を確保するために必要な措置に関する事項」及び「その他献血の推進に関する重要事項」について、献血推進協議会にて各関係団体と協議したうえで都道府県計画として策

定するものとする。

●【長崎県】

賛成だが、令和4年度第3回献血推進調査会の資料2-1で国が示した「献血推進計画の在り方について(案)」の「都道府県と各地の血液センターの協議時に合意した量をもって、県計画における献血により確保すべき血液の目標量とすることも可能とする」との記載のとおり、献血目標量について、県としての意見を反映できる体制が図られることが、条件です。

(問3で「2 反対」を選択した団体)

上記見直しに反対との回答の場合、どのような見直し方法があるのか以下にお聞かせ下さい。また、他の方法による見直しが可能な事例がありましたらお聞かせ下さい。(必須記載)

●【滋賀県】

「当該年度に献血により確保すべき血液の目標量」については、採血事業者の献血受入計画作成時に、各ブロック間で調整済みであり、管内各都道府県に目標量を示された段階で、数値の変更は難しいというのが実情です。

現状は、この示される目標量を待って、県献血推進計画(以下、「県計画」という。)を作成しているため、県計画案を県献血推進協議会に諮る時期が2月～3月となります。

当該時期は、議会開催中かつ年度末ということもあり、協議会の日程調整に難航することに加え、承認いただいた県計画を対外的に示す時期が翌年度にずれ込むことになりかねません。

については、県計画において献血受入計画と異なる目標量を示す裁量の余地はないことから、県計画には目標量の記載をせず、「献血に関する普及啓発その他の血液目標量を確保するために必要な措置に関する事項」および「その他献血の推進に関する重要事項」を定めることとし、必要が生じたときに変更する方法がよいと考えます。

目標量は、推進計画と切り離し、別に示すようにすれば、県計画の策定スケジュールに影響を与えることなく、かつ、血液法第5条に定める地方公共団体の必要な措置を果たしているといえるのではないのでしょうか。

事務連絡
令和4年12月13日

各都道府県地方分権改革担当部局 御中
各都道府県衛生主管部局 御中

内閣府地方分権改革推進室
厚生労働省医薬・生活衛生局血液対策課

地方分権提案に係る調査について（依頼）

令和3年「地方分権改革に関する提案」において、都道府県献血推進計画の策定義務の廃止の提案がされたことから、厚生労働省では、薬事・食品衛生審議会における今後の血液事業の在り方の検討の中で議論を行ってきたところです。一方、当該議論の内容をお示した上で、都道府県献血推進計画の策定義務の廃止や計画期間の見直しの見解を各都道府県に改めて伺うことが丁寧な議論を行う上で必要なことと判断したため、各都道府県におかれましては、安定供給の確保等といった「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」の主旨を踏まえ、都道府県献血推進計画の策定義務の見直し等について、下記により調査へ御協力をお願いいたします。

記

1 調査対象

すべての都道府県

2 調査方法

- (1) 調査票に回答を御入力ください。
- (2) 回答に当たっては、7 関係資料を地方分権改革担当部局、衛生主管部局で必ずご覧いただき、協議を行ったうえで、ご回答いただきますようお願い申し上げます。
- (3) 調査は、【問1】～【問3】及び【確認】をご回答いただきますようお願いいたします。
【問2】及び【問3】の入力欄は、幅の変更は自由に行っていただけます。
【問3】及び【確認】の回答は、ファイル上にある楕円をご使用いただきますようお願いいたします。

3 提出期限

令和4年12月26日（月）まで

なお、新型コロナウイルス感染症対応等に差し支える等やむを得ないと各都道府県が自ら判断される場合にあつては、上記期限にかかわらず、対応可能な状況になってから回答いただきますようお願い申し上げます。

4 提出方法

回答を入力した調査票を「5 提出先」のメールアドレスすべてに送付する形で御提出ください。

回答は、地方分権改革担当部局、衛生主管部局の何れかから行うようお願いいたします。

5 提出先

内閣府地方分権改革推進室 (g.bunken5g@cao.go.jp)

厚生労働省医薬・生活衛生局血液対策課 (kenketsugo@mhlw.go.jp)

6 本件調査に関する照会先

厚生労働省医薬・生活衛生局血液対策課 TEL：03-3595-2395

仲島補佐 (nakajima-masashi@mhlw.go.jp)

針谷係長 (harigai-takaaki@mhlw.go.jp)

7 関係資料

- ・「都道府県献血推進計画」参照法令等
- ・令和3年地方分権改革に関する提案募集提案事項個票

8 参考

本件については、下記 HP のとおり、薬事・食品衛生審議会薬事分科会血液事業部会献血推進調査会において検討を進めているところです。

- ・献血推進計画の在り方について（案）（令和4年度第3回献血推進調査会資料2-1）
- ・その他の資料等は下記 URL を参照してください。

【URL】 https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-yakuji_127860.html

9 その他

ご回答いただいた調査票につきまして、回答漏れがある際には、ご照会させていただきますので、予めご了解いただきますようお願いいたします。

調査票にご回答いただいた内容につきましては、令和5年1月16日（月）に開催されます薬事・食品衛生審議会薬事分科会血液事業部会令和4年度第4回献血推進調査会において、資料として都道府県名を含めて公表いたします。

以上

調査票

都道府県名：_____

血液法第5条において、地方公共団体は、献血について住民の理解を深めるとともに、採血事業者による献血の受入れが円滑に実施されるよう、必要な措置を講じることとされています。また、同法第10条第5項において、都道府県は、献血推進計画に基づき、採血事業者による献血の受入れが円滑に実施されるよう、毎年度、翌年度の当該都道府県における献血の推進に関する計画を定めるものとされています。血液法に定める責務等を踏まえ以下に回答をお願いします。

【問1】

現行法では、同計画は策定が義務付けられていますが、これに係る見直しについて、貴団体はどう考えますか。

- 1 同計画の策定の義務付けを**廃止**すべき
- 2 同計画の策定の義務付けは**努力義務規定又は「できる」規定とすべき**
- 3 同計画の策定の義務付けは**現状維持**とすべき
- 4 同計画の策定の義務付けは**現状維持**とした上で、**計画期間及び内容等を見直す**べき

回答（番号）入力欄

【問2】（【問1】で1、2を回答した団体はお答えください。）

血液法第5条に定める地方公共団体の責務をどのように果たすのかお答え下さい。

回答（必須記載）入力欄

【問3】（【問1】で4を選択した団体はお答えください。）

見直しについて、献血推進調査会では、議論の中で、「当該年度に献血により確保すべき血液の目標量」については毎年度変更することが必要ではないかとの見解が示されているところです。

これを踏まえ、見直しについて、「当該年度に献血により確保すべき血液の目標

量」のみを毎年度変更し、その他の「献血に関する普及啓発その他の血液目標量を確保するために必要な措置に関する事項」及び「その他献血の推進に関する重要事項」は、必要が生じたときのみ変更するという見直し案を検討することとしています。これについて、貴団体はどう考えますか。

賛成 _____ 反対

上記見直しに反対との回答の場合、どのような見直し方法があるのか以下にお聞かせ下さい。また、他の方法による見直しが可能な事例がありましたらお聞かせ下さい。

回答（必須記載）入力欄

【確認】

【問1】～【問3】について、地方分権改革担当部局、衛生主管部局で協議したうえで、回答しました。

はい

以上で質問は終了です。
御協力ありがとうございました。

○安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭31法160）（抄）

（基本理念）

第三条 血液製剤は、その原料である血液の特性にかんがみ、その安全性の向上に常に配慮して、製造され、供給され、又は使用されなければならない。

- 2 血液製剤は、国内自給（国内で使用される血液製剤が原則として国内で行われる献血により得られた血液を原料として製造されることをいう。以下同じ。）が確保されることを基本とするとともに、安定的に供給されるようにしなければならない。
- 3 血液製剤は、献血により得られる血液を原料とする貴重なものであること、及びその原料である血液の特性にかんがみ、適正に使用されなければならない。
- 4 国、地方公共団体その他の関係者は、この法律に基づく施策の策定及び実施に当たっては、公正の確保及び透明性の向上が図られるよう努めなければならない。

（地方公共団体の責務）

第五条 都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本理念にのっとり、献血について住民の理解を深めるとともに、採血事業者による献血の受入れが円滑に実施されるよう、必要な措置を講じなければならない。

（基本方針）

第九条 厚生労働大臣は、血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

- 2 略
- 3 略
- 4 略

- 5 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

（献血推進計画）

第十条 厚生労働大臣は、基本方針に基づき、毎年度、翌年度の献血の推進に関する計画（以下「献血推進計画」という。）を定め、都道府県にその写しを送付するものとする。

- 2 献血推進計画は、次に掲げる事項について、定めるものとする。
 - 一 当該年度に献血により確保すべき血液の目標量

二 献血に関する普及啓発その他の前号の目標量を確保するために必要な措置に関する事項

三 その他献血の推進に関する重要事項

5 都道府県は、基本方針及び献血推進計画に基づき、採血事業者による献血の受入れが円滑に実施されるよう、毎年度、翌年度の当該都道府県における献血の推進に関する計画（次項において「都道府県献血推進計画」という。）を定めるものとする。

○血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針（平31告49）（抄）

第一 血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保に関する基本的な方向

一 基本的な考え方

血液製剤は献血により得られる血液を原料とする貴重なものであるということについて、まず国民の十分な理解を得ることが必要である。

国、地方公共団体（都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。））、採血事業者、血液製剤の製造販売業者等（製造販売業者、製造業者及び販売業者をいう。以下同じ。）、医療関係者などの血液事業に関わる者（以下「国等」という。）は、法第四条から第八条までの規定に基づき課せられた責務を確実に果たすとともに、法第三条に掲げられた基本理念の実現に向け、以下の事項を踏まえて、各般の取組を進めることが必要である。

1 略

2 国内自給及び安定供給の確保

国は、倫理性、国際的公平性等の観点に立脚し、国内で使用される血液製剤が、原則として国内で行われる献血により得られた血液を原料として製造され、外国からの血液に依存しなくても済む体制の構築に取り組むこととする。

また、中期的な需給見通しに基づき、貴重な血液製剤を献血により確保し、医療需要に応じて過不足なく安定的に供給する必要がある。（以下、略）

3 略

4 公正の確保及び透明性の向上

血液事業を安定的に運営するためには、国民一人一人が、献血に由来する血液

製剤を用いた医療が提供されることによって生命と健康が守られているということを理解し、積極的に献血に協力することが重要である。

このため、国等は、献血者の善意に応え、国民の理解と血液事業への参加が得られるよう、国民に対し、献血の推進、血液製剤の安全性や供給の状況、適正使用の推進等の血液事業に係る施策及び血液製剤を用いた医療に関する分かりやすい情報の積極的な提供に努めることが必要である。

こうした取組により、血液事業の公正かつ透明な運営を確保することとする。

二 国等の責務

国等には、法第四条から第八条までの規定により、次のような責務が課されている。

1 略

- 2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、献血について住民の理解を深めるとともに、採血事業者による献血の受入れが円滑に実施されるよう、必要な措置を講じなければならない。

○安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律の一部改正について（令2薬生発0827第2号）（抄）

第2 第2章 基本方針等

1 法第10条並びに規則第3条及び第3条の2関係

（1）献血推進計画の記載事項

献血推進計画の記載事項として、血液目標量を確保するために必要な措置に関する事項の例示として「献血に関する普及啓発」を定めること。

なお、献血の推進に当たっては、国、地方公共団体及び採血事業者が連携して行う必要性が高いことに鑑み、今般の改正法では、下記2（1）のとおり、献血受入計画の記載事項を法定することとしている。都道府県においても、この改正趣旨を踏まえ、都道府県献血推進計画において、おおむね、当該年度に献血により確保すべき血液の目標量、献血に関する普及啓発その他の血液目標量を確保するために必要な措置に関する事項、その他献血の推進に関する重要事項を定めるものとしていただきたいこと。

○都道府県献血推進計画について（令4血液対策課事務連絡）（抄）

令和3年の地方分権改革に関する提案募集において都道府県献血推進計画（安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和31年法律第160号。以下「法」という。）第10条第5項）に係る提案があり、「令和3年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和3年12月21日閣議決定。以下「本対応方針」という。）が、別紙1のとおり閣議決定されたところです。

本対応方針において、都道府県献血推進計画については、「当面の措置として、政策的に関連の深い他の計画等と一体のものとして策定することが可能であること等を明確化し、都道府県に令和3年度中に通知する。」とされました。

そのため、本対応方針に基づき、下記のとおりお知らせいたします。

記

都道府県献血推進計画は、保健医療関係の計画や防災関係の計画等の政策的に関連が深い他の計画等（以下「当該計画」という。）が、都道府県献血推進計画の記載事項を包含している場合は、当該計画と一体のものとして策定することも可能です。

一体的に策定する場合は、別紙2の記載例も参考としつつ、当該計画が都道府県献血推進計画を兼ねるものである旨を当該計画中に明示いただけますようお願いいたします。

また、都道府県献血推進計画は毎年度定めることとされているところ、前年度の計画から記載内容を変更する必要がないもの、他の計画等に記載がなされているもの等については、「前年度と同様」、「〇〇計画〇〇と同様」のように、記載の省略や簡素化が可能です。

令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号

128

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03_医療・福祉

提案事項(事項名)

都道府県献血推進計画の策定義務付けの廃止

提案団体

和歌山県、滋賀県、京都府、兵庫県、鳥取県、徳島県、関西広域連合

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律第10条第5項の規定に基づく都道府県献血推進計画策定義務付けの廃止

具体的な支障事例

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律(以下「法」という。)第10条第5項の規定に基づき、都道府県献血推進計画(以下「県計画」という。)を定めているが、厚生労働省でも法第10条第1項の規定に基づき、献血推進計画(以下「国計画」という。)を定めている。

また、採血事業者は、各都道府県の意見を聴き、法第11条第1項の規定に基づき、献血受入計画(以下「受入計画」という。)を作成し、厚生労働大臣の認可を受けている。

県計画は、国計画及び受入計画を基に作成しているが、国計画において、献血推進の実施体制と都道府県の役割、献血推進のための具体的な施策が示されているため、現状、県計画は形式的なものとなっており、県の施策遂行上、県計画の策定が必要不可欠なものとは言いえない。

これら計画の中で重要な事項の一つである確保すべき血液の目標量(以下「目標量」という。)は採血事業者の受入計画作成時に、各都道府県に事前協議済みであり、県計画において受入計画と異なる目標量を設定する余地はない。

県計画を策定しない場合でも、法第11条第7項には、「都道府県及び市町村は、国計画に基づき、受入計画の当該地域における円滑な実施を確保するため、必要な協力を行わなければならない。」とあるため、献血に関する普及啓発、目標量を確保するために必要な措置等に関する取組に関しては、法及び国計画に従い、これまでと変わりなく実施すべきであると考えられる。

現状では、国計画に記載されている全国的なキャンペーン等の実施などは、厚生労働省から都道府県あて通知があり、この通知に基づき県で運動計画を立て、県内採血事業者、県内各市町村等に協力を求め、啓発等を実施している。県独自で取り組む事業は、予算編成時に事業計画を立て、予算を獲得し実施している。さらに、災害時における献血の確保などは、県で定める災害時医薬品等供給マニュアルで供給体制を定めている。また、当県においては、「県行政組織規則」において本法に関することが薬務課の業務となっており、当県長期総合計画や当県保健医療計画において、献血に関して計画を立てている。

県計画を策定しない場合でも、県献血推進協議会は、献血の推進及び血液製剤の適正な使用に関する施策についての重要事項の調査審議に関することが生じた場合は開催し、県内市町村や採血事業者である県血液センターとは常に密に連携を取り、市町村担当者会議も開催(血液センターも参加)するため、計画策定を廃止しても現状と変わらず、普及啓発等が可能である。

以上を総合的に勘案すると、県計画策定以外の方法によっても献血に関する必要な取組は実施可能であり、県計画策定の代替策が講じられているのであれば、県計画策定は必ずしも必要ではないと考える。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

計画策定に係る事務・人役が減り、行政の効率化につながる。

根拠法令等

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律第 10 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

岩手県、宮城県、長野県、高知県、鹿児島県、沖縄県

〇県計画は形式的なものとなっており、代替策が講じられるのであれば、県計画は必ずしも必要ではないと考える。

各府省からの第 1 次回答

医療に必要不可欠な血液製剤については、有効期限が短く、継続的に確保する必要があるという特徴があります。また、我が国では血液は、国民の善意による無償供血である献血のみにより供給されるものです。このような血液事業の特殊性に鑑み、安定供給の体制を確保、維持するため、計画的な献血が必要になります。このため、平成 15 年に血液法にて国が策定する献血推進計画には、我が国全体の献血により確保すべき血液の目標量や啓発活動等について規定し、都道府県は国が策定した計画を具体的実施するため、都道府県献血推進計画（以下「県計画」という。）を策定することにより、地域の医療に不可欠な血液の供給に際しては、都道府県においても献血についての住民の理解と採血事業者による献血の受け入れの円滑な実施のため必要な措置を講じることとしております。

都道府県は県計画を策定・明示することで、適切な時期に必要な施策を計画的に実施することができ、また、採血事業者、医療関係者、ボランティア団体等献血協力団体や住民に対し都道府県の施策を明示することで、容易に協力を得られるなど、献血の推進及び血液の安定供給につながるものです。

もし、献血推進に関する計画を設定していない場合、計画的な献血推進施策を献血協力団体や住民の協力が得られないなど、効果的な献血推進が難しくなり、血液の安定供給の支障を来すこととなります。

また、都道府県において県計画を策定することで、献血推進施策の進捗状況を確認・評価及び見直しを行うことで血液行政の透明性の確保及び適正な運営の確保につながります。したがって、以上の理由から国計画を具体化する県計画は必要です。

なお、厚生労働省としては今回の提案を踏まえ、例えば、県計画とは別の計画を作成しているなど他の計画を別途作成している場合、当該計画が県計画を包括する内容であれば、県計画として添付することを可能とするなど、県計画策定に係る事務等の負担軽減策を令和 3 年度末までに検討予定です。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

国計画には、「都道府県及び市町村は、国、採血事業者等の関係者の協力を得て、～略～、献血への参加を促進する。」との記載があり、県計画がなくとも、市町村や採血事業者と連携が取れ、医療関係者、協力団体を含めた会議の開催もできるため、協力を得ることは可能です。

また、採血事業者は、法第 6 条において献血の推進等に努めることとされており、法第 11 条第 1 項に基づき策定した献血受入計画に記載された献血量確保のための取組を実施しています。その上で、都道府県は、法第 11 条第 7 項において献血受入計画の円滑な実施に協力しなければならないとされており、これらの法制度によって、県計画がなくとも、血液の安定供給に係る支障は生じえないと考えます。さらに、国計画には、献血推進のための施策として、キャンペーン実施手段などの記載があり、これらに従った効果的な献血推進の実施は可能です。

献血推進施策の進捗状況の確認・評価及び見直しについても、国の基本方針第四の四に、「国及び地方公共団体は、～略～、献血推進施策の見直しを行うこととする。」との記載があり、県計画に依らず実施可能です。

少子高齢化が進む中、献血可能人口は減少しており、将来にわたり必要な血液を確保するためには、若年層の献血者の確保が課題です。特に、献血可能年齢となる高校生に献血の必要性を理解してもらうことが大切であり、負担軽減により得られた労力を高校生献血学習を中心とした啓発に費やしたいと考えます。

県計画策定に係る事務等の負担軽減策を検討予定との御回答ですが、この場合でも県として計画を作成することによりはなくなり、事務等の負担軽減にはつながらないと考えます。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

都道府県献血推進計画に関しては、計画策定という手法に限らず、地方公共団体自らの工夫に基づく計画的な手法によることも可能であると考えられるため、具体的な実行手法は地方に委ねるよう、法令や政策実施の方法などの見直しを行うこと。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○計画策定等の義務付けに関しては、法定された条項数が、過去10年間で約1.5倍に増加するなど、国会や全国知事会においても強い問題意識が示されているところであり、本提案に関しては、まずは法令上の対応を基本として見直しを検討いただきたい。

○都道府県が関係者と調整を図りながら必要な施策を計画的に講じることができれば、必ずしも都道府県に計画策定を義務付ける必要はないのではないか。少なくとも、毎年度策定する必要はないのではないかと。

○計画策定に係る都道府県の事務負担の状況を確認した上で、記載項目の簡素化など、計画策定に係る負担軽減策を検討いただきたい。

各府省からの第2次回答

国計画については、全体の基本方針を示すのみであり、各自治体の独自の取り組みについては、別途県計画で協力団体等にその内容や実施時期等をあらかじめ示し、協力を求める必要があります。また、都道府県は県計画の作成主体として、献血推進施策が効果的かつ計画的に実施できたかについて評価・見直しを行う必要もあります。

地域独自の献血推進施策を都道府県が主体となり、地域の実情に合わせて行うための計画の立案は地方自治の観点から必要と考えます。

また、法第5条に都道府県等は採血事業者による献血の受入が円滑に実施できるよう必要な措置を講じることが規定しています。その内容は地域の実情に応じて実施する必要があること、さらに、地域医療において血液確保は必要不可欠であることから、都道府県において他の医療関連施策とも連携した計画に基づく取り組みが安定供給の観点から必要です。

国計画で示した献血推進のキャンペーンは、我が国全体として行うものを示しています。具体的な取り組みについては、都道府県において独自の取り組みを組み合わせることで、より効果的な献血の推進になるものと考えます。

今般、県計画策定にかかる事務負担について、幾つかの都道府県(6自治体)に確認したところ、パブリックコメントを行っている県は無かったこと、また推進計画策定に関する推進協議会の開催頻度は年1回程度とのことで、県計画策定にあたって過剰な業務負担ではないとの回答でした。このため、業務を工夫していただければ、過剰な負担にはならないと考えております。

なお、県計画の毎年度策定の義務付けについては、平成14年に当時の採血法を改正する際、国会において、都道府県が積極的に献血の推進に関わり、採血事業者とともに取り組んでいく必要があるとして付記修正の上、成立したものです。このような立法経緯を踏まえると、行政府の立場として県計画の毎年度策定の義務付けの廃止の改正を行うことはできないことを申し添えます。

今後、厚生労働省としては今回の提案を踏まえ、例えば、他の計画が県計画を包括する内容であれば、県計画として添付することを可能とすることや、県計画を中期的な観点の事項と、毎年把握すべき事項に分け、年度によっては、県計画で提出する事項を大幅に簡素化する運用を行うなど、県計画策定に係る事務等の負担軽減策を令和3年度末までに検討予定です。

令和3年の地方からの提案等に関する対応方針（令和3年12月21日閣議決定）記載内容

5【厚生労働省】

(30)安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律(昭31法160)

都道府県献血推進計画(10条5項)については、薬事・食品衛生審議会における今後の血液事業の在り方の検討の中で、計画の策定義務の廃止や都道府県がその地域の実情に応じて計画の期間を判断することを可能とすること等について検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。また、当面

の措置として、政策的に関連の深い他の計画等と一体のものとして策定することが可能であること等を明確化し、都道府県に令和3年度中に通知する。

令和4年10月24日
医薬・生活衛生局
血液対策課

献血推進計画の在り方について（案）

令和3年12月21日閣議決定に基づく安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和31年法律第160号）（以下「血液法」という。）第10条第5項に定める都道府県献血推進計画（以下「県計画」という。）の策定義務の廃止等にあたっては、令和4年9月22日開催の薬事・食品衛生審議会薬事分科会血液事業部会献血推進調査会における関係者からの貴重な御意見等を踏まえ、今後の方向性を示す。

まず、血液法の第3条基本理念では、第4項に「国、地方公共団体その他の関係者は、この法律に基づく施策の策定及び実施に当たっては、公正の確保及び透明性の向上が図られるよう努めなければならない。」とされている。このことから県計画の策定は血液法に定める基本理念であると考えます。

また、日本国内に供給される血液製剤の原料である血液は、無償の献血により賄われ、需給均衡であることが命題であることを踏まえると、特別の事情のない限り、採血事業者との協議により自治体の目標量は定まる。

一方、関係者からの御意見で明らかになった審議の内容や目標値の形骸化、県による献血推進協議会等の年度末開催に係る日程調整等の事務負担などの改善を求めるもの、国からの通達を早めることでの年度末に係る事務の負担感の緩和など、県計画の策定廃止を求めるのではなく、取組次第では解消しうる発言があった。

これらの検討を踏まえ、血液法に定める県計画策定義務については、血液法に定める基本理念に基づき公正の確保及び透明性の向上を図るため、引き続き策定することとする。

一方、事務に係る負担感を解消するため、毎年11月15日までに採血事業者が届け出る献血推進計画策定に資するための、翌年度において献血により受け入れることが可能であると見込まれる量等については、都道府県と各地の血液センターの協議時に合意した量をもって、県計画における献血により確保すべき血液の目標量とすることも可能とする。なお、自治体における確保目標量の策定時には、採血事業者と十分協議することとする。

また、国は自治体に対して、当該年度に献血により確保すべき血液の目標量の周知を令和3年度には1ヶ月早めたが、さらに前倒しして周知するよう努めることとする。

○令和3年の地方からの提案等に関する対応方針（抄）

（令和3年12月21日 閣議決定）

5 義務付け・枠付けの見直し等

【厚生労働省】

(30) 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭31法160）

都道府県献血推進計画（10条5項）については、薬事・食品衛生審議会における今後の血液事業の在り方の検討の中で、計画の策定義務の廃止や都道府県がその地域の実情に応じて計画の期間を判断することを可能とすること等について検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。（以下、略）

○安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（抄）

（昭和三十一年六月二十五日法律第百六十号）

（基本理念）

第三条

4 国、地方公共団体その他の関係者は、この法律に基づく施策の策定及び実施に当たっては、公正の確保及び透明性の向上が図られるよう努めなければならない。

（献血推進計画）

第十条

3 採血事業者及び血液製剤（厚生労働省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）の製造販売業者は、献血推進計画の作成に資するため、毎年度、翌年度において献血により受け入れることが可能であると見込まれる血液の量、供給すると見込まれる血液製剤の量その他の厚生労働省令で定める事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 都道府県は、基本方針及び献血推進計画に基づき、採血事業者による献血の受入れが円滑に実施されるよう、毎年度、翌年度の当該都道府県における献血の推進に関する計画（次項において「都道府県献血推進計画」という。）を定めるものとする。

○安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律施行規則（抄）

（昭和三十一年厚生省令第二十二号）

（献血推進計画作成のための届出事項）

第三条の二

2 法第十条第三項の規定により採血事業者が行う届出は、毎年度、十一月十五日までに、（中略）行うものとする。

滋賀県における

若年層献血推進の取組について



はじめに

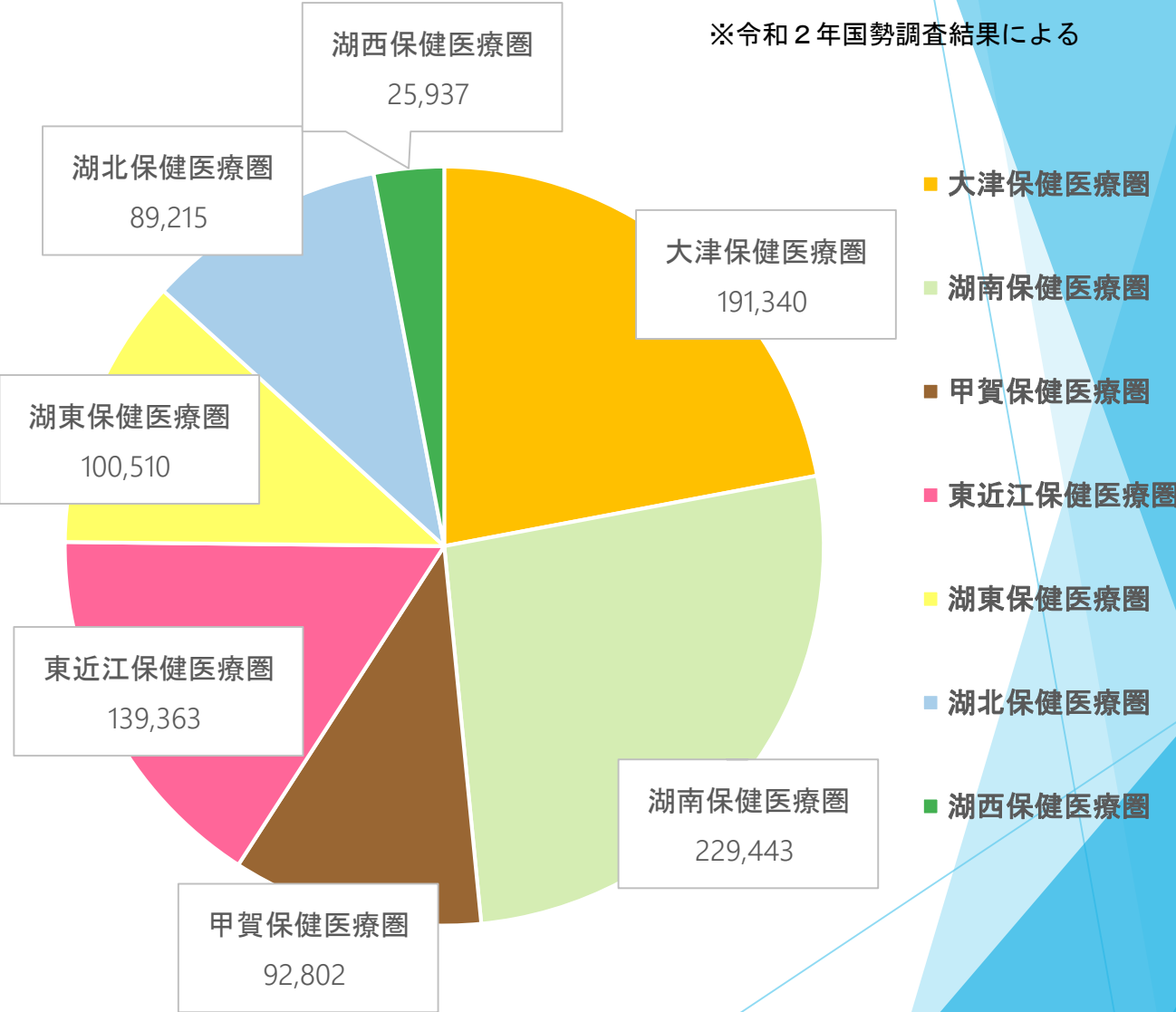
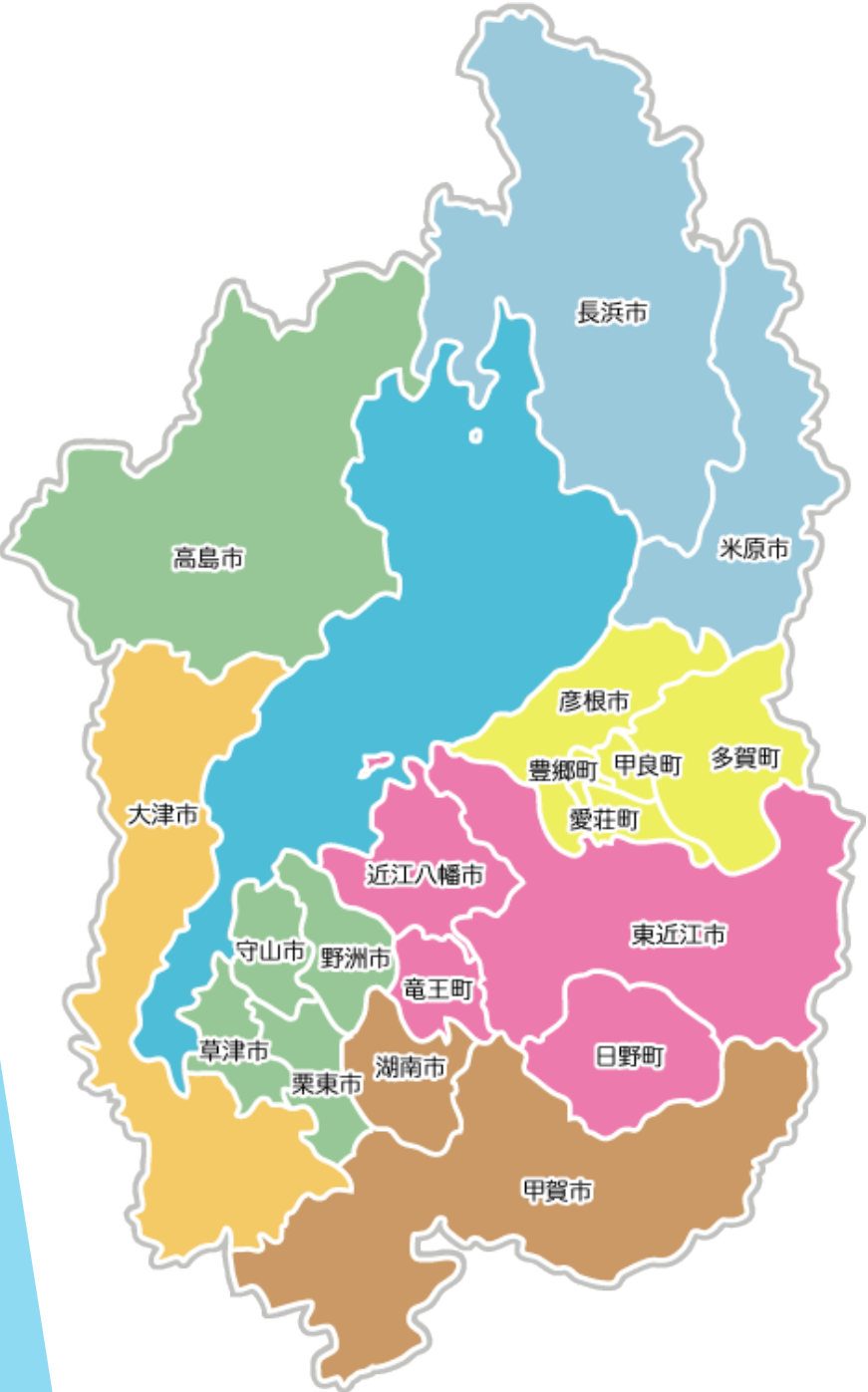
- ▶ 滋賀県では、平成27年度における献血者数に占める若年層（10代から20代まで）の割合が17.9%となっており、全国44位であった。
- ▶ 平成28年度も、同割合が16.7%で、全国45位となっており、若年層への献血推進・普及啓発が喫緊の課題となっていた。
- ▶ このような状況の中で、平成28年度に「平成29年度若年層献血推進アクションプラン」を策定した。

滋賀県の状況

- ▶ 本県は、人口に南北格差が見られるものの、その偏在が比較的小さく、また、交通の利便性も高いため、県外に通勤・通学している県民が多い。
- ▶ 県内に大きな繁華街等が存在しないため、京阪神や名古屋など、近隣の大都市に遊びに出る人も多い。
- ▶ 以上のような理由もあり、県内には血液センターが1か所しかなく、献血者数の確保にあたっては、**いかに献血バスまで足を運んでもらうか**、ということが重要となる。

滋賀県における保健医療圏域ごとの昼間人口

※令和2年国勢調査結果による



アクションプランによる取組事例

- ▶ 令和4年度若年層献血推進アクションプランに定めた取組のうち、次の3点を紹介する。
 - 学生献血推進イベント等の実施
 - 献血推進ポスターコンクールの実施
 - 高校生向け献血学習の実施

学生献血推進イベント等の実施

- ▶ 滋賀県学生献血推進協議会が中心となって、夏季、秋季および冬季の啓発イベントを実施する。
- ▶ また、イベントの周知等と併せて、献血をアピールする内容のパンフレットを作成し、配布する。
- ▶ 近年は、京滋合同でイベントを実施するなど、学生献血推進協議会同士のつながりが広がっている。



献血推進ポスターコンクールの実施

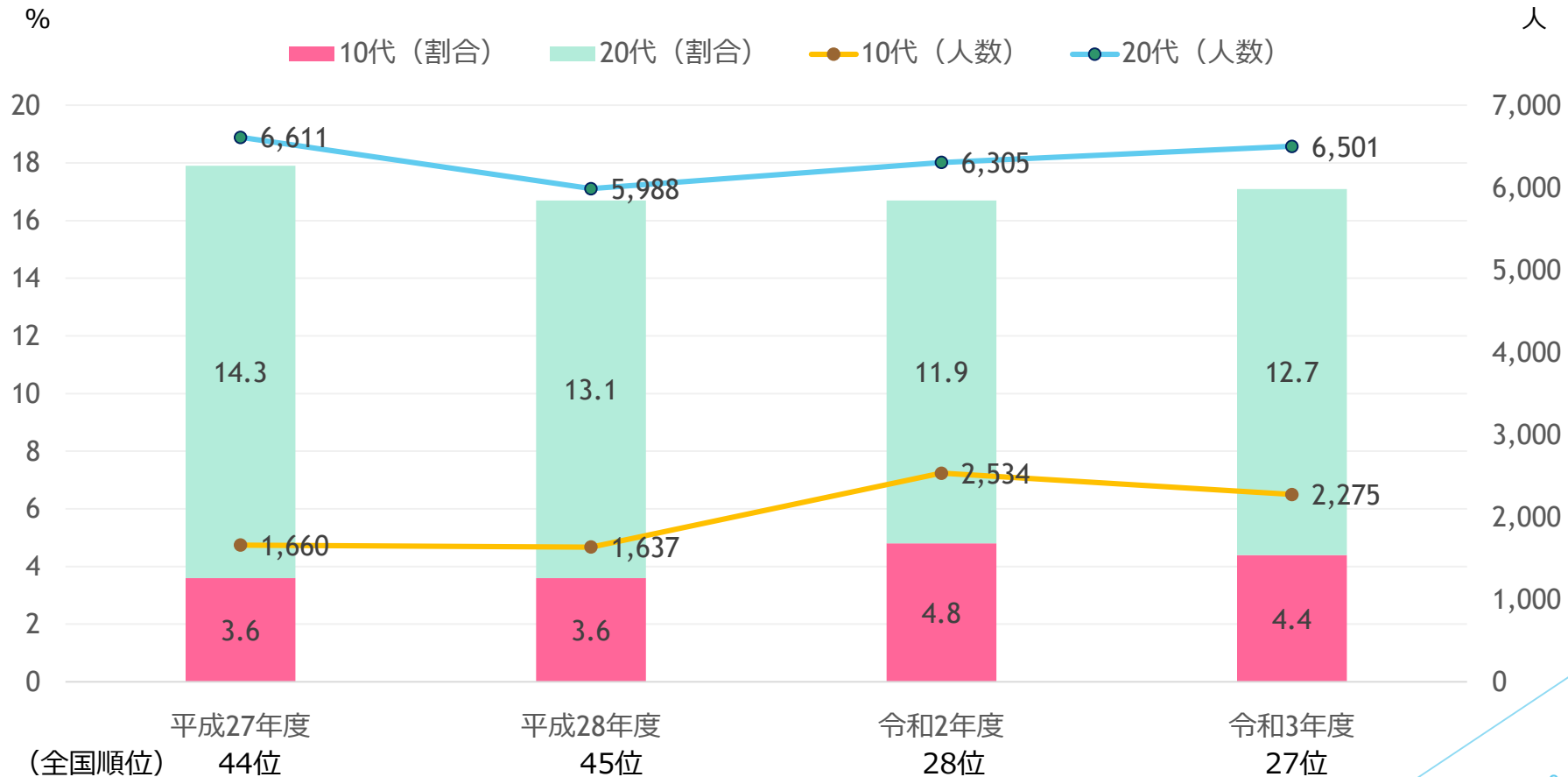
- ▶ 滋賀県が、県内在住・通学の中学生と高校生を対象に、日本赤十字社滋賀県支部および滋賀県赤十字血液センターの協力を得て実施する。
- ▶ 県内各中学校・高校あてに通知文を発出している。
※県立中学校・高校および市町立中学校には滋賀県教育委員会事務局と連名で発出
- ▶ 県ホームページで周知を図るとともに、チラシ兼募集要項を作成し、県内の中学3年生および高校1年生全員に配布している。
- ▶ 入賞者には賞状および副賞（図書カード）を贈呈している。
- ▶ 入賞作品は、県内の商業施設等で展示するとともに、入賞作品を印刷したクリアファイルを作成し、県内の新高校1年生（新入生）全員に配布している。

高校生向け献血学習の実施

- ▶ 県内各高校あてに、献血学習の実施について依頼文を発出している。
※県立高校あてには滋賀県教育委員会事務局と連名で発出
- ▶ 「けんけつ HOP STEP JUMP」を用いた学習を依頼するとともに、滋賀県赤十字血液センターが実施する献血セミナーについても案内している。
- ▶ 併せて、献血バスを受け入れた高校献血の実施を依頼している。
- ▶ 年度の最後に県内各高校にアンケートを取り、実施状況の確認を行うとともに、血液センターと情報を共有している。

取組の成果

若年層の割合および献血者数



おわりに

- ▶ 若年層の中でも、特に学生は入学・卒業に伴い、その対象者が毎年変わるため、献血の重要性・認知度を高めていくには、啓発活動を継続していくことが重要である。
- ▶ 本県の成果でも示したとおり、若年層の比率が上がっているわけではなく、数値的にはほぼ横ばいである。
- ▶ 本県の順位が上がった令和2年度・3年度は、新型コロナウイルス感染症の与える影響が大きかったため、今後の定着や更なる増加を目指すためには、引き続き努力が必要である。

令和4年度若年層献血推進アクションプラン

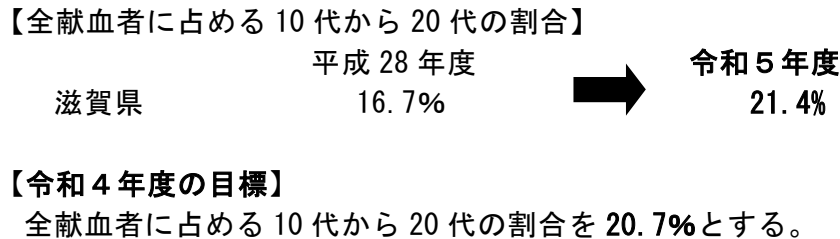
はじめに

全国的に若年層の献血率が減少する中、平成28年度の本県の10代から20代の献血者の構成比率は全国45位となっており、若年層の献血者数の向上は喫緊の課題となっている。

若年層の献血者の構成比率を向上させるには、関係者が連携し、効果的に普及啓発を実施する必要があることから、「令和4年度若年層献血推進アクションプラン」を作成し、若年層献血推進のための実行計画とする。

令和4年度目標

令和5年度までに、10代から20代の献血者の構成比率を、平成28年度の全国平均値21.4%とすることを目標とする。



1 学生献血推進イベント等の実施

(1) 学生による街頭献血キャンペーンの実施

主体：滋賀県学生献血推進協議会

内容：滋賀県学生献血推進協議会が中心となり、夏季（サマー献血）、秋季（ハロウィン献血）および冬季（クリスマス献血）において啓発イベントを実施する。

時期：令和4年4月～

(2) 学生による若年層向けパンフレットの製作

主体：滋賀県学生献血推進協議会

内容：学生の目線で同世代に対して献血をアピールする内容のパンフレットを作成し、高校生・大学生等に配布する。

時期：令和4年4月～

2 滋賀県献血推進ポスターコンクールの実施

滋賀県献血推進ポスターコンクールの実施

主体：滋賀県

協力：日本赤十字社滋賀県支部、滋賀県赤十字血液センター

内容：県内在住・通学の中学生と高校生を対象に滋賀県献血推進ポスターコン

クールを実施する。

進め方：県内の中学3年生と高校1年生に対してチラシ兼募集要項を配布

(令和4年6月頃)

応募作品の審査会開催(令和4年10月頃)

入賞作品展示会の実施(令和5年1月～2月頃)

(参考) 令和3年度滋賀県献血推進ポスターコンクール

応募状況

募集期間：令和3年7月1日～9月15日

募集方法：滋賀県ホームページに掲載、県内中学校・高等学校に募集要項を配布(チラシ)

応募状況：県内中・高等学校26校より348作品の応募、8作品入賞

入賞作品の展示

滋賀県庁 令和4年1月12日～1月25日

フォレオ大津一里山 令和4年2月14日～2月28日

平和堂アル・プラザ水口 令和4年3月2日～3月16日

3 高校生向け献血学習事業の実施

(1) 県内各高校へ献血学習実施依頼文を发出

主体：滋賀県(教育委員会事務局と連名で发出)

内容：献血学習の実施依頼(令和3年度末)

献血学習アンケート調査の実施(令和4年度当初)

(2) 献血セミナーの実施

主体：滋賀県赤十字血液センター、滋賀県

内容：①高校へ献血学習を依頼する際に、滋賀県赤十字血液センターが実施する献血セミナーについて案内し、実施を呼びかける。

②高等学校等から、県薬務課に薬物乱用防止教室等の講演依頼があった際には、献血セミナーの同時開催を依頼する。

時期：令和4年4月～(随時)

(参考) 令和3年度献血セミナー

県内14高校において、献血セミナーを開催した。

(3) 愛の血液助け合い運動ー16歳からの献血ーの実施

主体：滋賀県、滋賀県献血協会

内容：①「愛の血液助け合い運動」に合わせて、10代を対象に、献血をする
と記念品が進呈されるキャンペーンを実施する。キャンペーンポスターを県内の高校、大学等に掲示を依頼する。

②滋賀県大津合同庁舎に献血推進横断幕を掲示する。

時期：令和4年7月

(4) 高校生献血キャンペーンの実施

主体：滋賀県献血協会

内容：高校生に複数回の献血をしてもらうよう、夏のキャンペーンと同様に、

献血者が減少しがちな秋季から冬季にかけて、献血をすると記念品が進呈されるキャンペーンを実施する。キャンペーンチラシの裏面には、献血に関する基礎知識等を掲載し、まだ献血学習を行っていない学校に対して、献血学習の実施を依頼する。

時期：令和4年12月～令和5年3月

(参考) 令和3年度実施状況

滋賀県内の献血バスまたは献血ルームで献血をした高校生先着1,000名に、記念品(ワイヤレスイヤホン)を贈呈した。また、キャンペーンチラシを県内の高校に通うすべての高校生に配布した。

令和3年12月～令和4年2月 高校生献血受付者数 719人(前年同月…1,107人)

4 高校献血の実施

(1) 高校献血の実施依頼

主体：滋賀県、滋賀県赤十字血液センター

内容：①高校献血の実施について各高校へ文書で依頼する。

②アンケート結果において献血学習に積極的な高校に連絡を取り、直接訪問して、高校献血の実施を依頼する。

時期：令和4年4月～

(参考) 令和3年度高校献血実施校14校

令和4年3月文書で県内各高等学校に高校献血実施の依頼

(2) 関係者への献血協力依頼

主体：滋賀県

内容：公立高等学校PTA連合会・高等学校長協会・養護教諭研修会において献血の現状と高校献血について説明し、実施を依頼する。

時期：令和4年6月～

5 大学生等への普及啓発の実施

(1) 県内大学等への献血協力依頼

主体：滋賀県赤十字血液センター、滋賀県

内容：県と滋賀県赤十字血液センターが一体となり、県内大学等を訪問するなどして、献血に対する協力を更に依頼していく。

時期：令和4年4月～(随時)

(2) 「はたちの献血キャンペーン」の実施

主体：滋賀県

協力：滋賀県赤十字血液センター

内容：①はたちの献血キャンペーンに合わせて、10代から20代の方を対象に、献血をすると記念品が進呈されるキャンペーンを実施する。キャンペーン用啓発物品は、市町の成人式会場や県内大学・専修学校等において配布する。

②滋賀県大津合同庁舎に献血推進横断幕を掲示する。

時期：令和5年1月～2月

(参考) 令和3年はたちの献血キャンペーン

○10代から20代の方を対象に献血をすると記念品が進呈されるキャンペーンを実施し、キャンペーン周知用啓発物品を各市町が実施する成人式や自動車教習所等で配布した。

○滋賀県大津合同庁舎に献血推進横断幕を掲示した。

掲示期間 令和4年1月5日～1月31日

6 関係団体によるポスター等の掲示

- (1) “まかせてよ！もっと身近に薬剤師”事業展開の一環として、(一社)滋賀県薬剤師会会員薬局において、厚生労働省や日本赤十字社が作成したキャンペーン用ポスターを掲示する。また学校薬剤師による担当校保健委員会での献血推進協力依頼を行う。

7月：「愛の血液助け合い運動」月間期間中

1月から2月：「はたちの献血キャンペーン」月間期間中

(参考)

滋賀県薬剤師会の協力を得て会員550店舗において、令和3年「愛の血液助け合い運動」および令和4年「はたちの献血キャンペーン」用ポスターを掲示。

- (2) 各関係団体が開催するイベント等において、厚生労働省や日本赤十字社が作成したキャンペーン用ポスターを掲示やチラシの配布を行う。



2022年度献血推進活動

イオンモール株式会社 戦略部ESG推進グループ

Life Design Developer



イオンモール株式会社

2023年1月16日

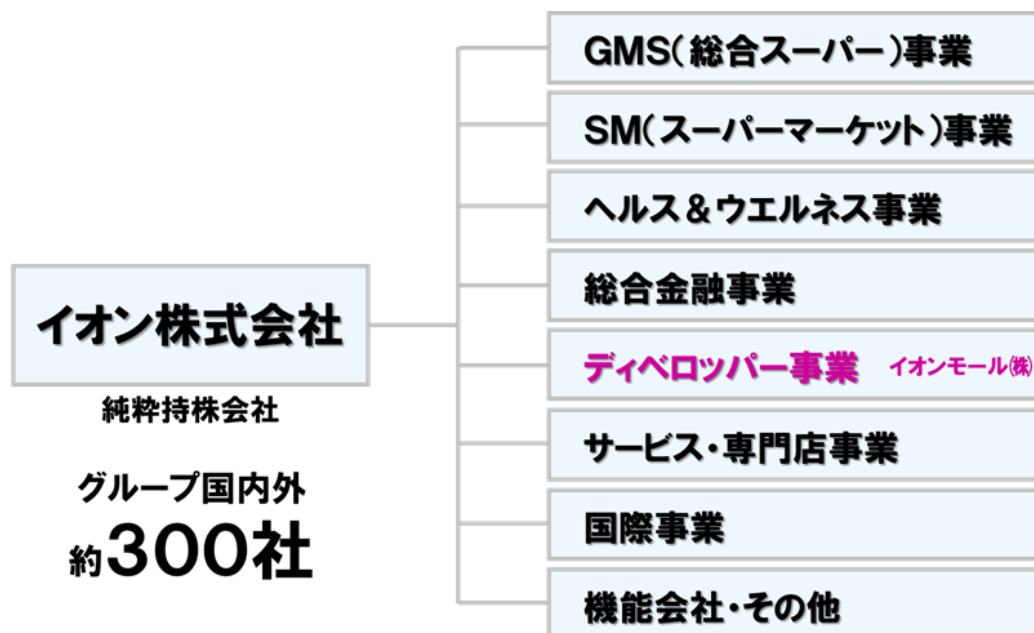


目次

1. 会社概要
2. イオンモールの社会貢献活動
3. 献血推進活動
 - － 1. コロナ禍での取り組み
 - － 2. 献血者数推移
 - － 3. 全社での取り組み
 - － 4. モール独自の取り組み

1. 会社概要

事業内容



社名	イオンモール株式会社
設立	1911年(明治44年)11月
事業内容	大規模地域開発及びショッピングモール開発と運営 不動産売買・賃貸・仲介 [国土交通大臣(3)第7682号]
モール数	199店舗 (国内164/海外35) ※2022年12月15日現在

理念



[基本理念]

お客さま第一

[経営理念]

イオンモールは、地域とともに「暮らしの未来」をつくるLife Design Developerです。

※Life Designとは商業施設の枠組みを越えて、一人ひとりのライフステージを見据えたさまざまな機能拡充を行い、ショッピングだけでなく、人との出逢いや文化育成なども含めた“暮らしの未来”をデザインすること。

[経営ビジョン アジア50億人の心を動かす企業へ]

- ・私たちは、パートナーとともに、地域の魅力を磨きつづける究極のローカライズに挑戦します。
- ・私たちは、一人ひとりがLife Design Producerとして、商業施設の枠組みを越え、新たな「暮らし」を創造する事業領域を拓き、成長し続けます。
- ・私たちは、世界中の拠点をはじめとする全ての資産を活かし、永続的に発展することで、強い財務体質と強固な事業基盤を構築します。
- ・私たちは、革新し続けるプロフェッショナル集団です。
- ・私たちは、お客さまに徹底して寄り添い、生涯わすれえない思い出となる最良の体験を共有します。

「ハートフル・サステナブル」とは

Life Design Developerの経営理念のもと、企業市民として、持続的な社会の実現に向けて、地域・社会に貢献・活性化する取り組み。

イオンモールだけでなく、お客さま、地域社会、パートナー企業さま、株主・投資家さまとともに、より良い社会を目指します。

「ハートフル・サステナブル」ロゴ



☆「イオンモールSDGs提言マーク」の由来・意味

「未来を守るのは人の心」をテーマに、心の象徴であるハートマークをベースに誰にでも温かみのあるデザインとしています。ハートに矢印のあしらいで「循環」を想起させ、再生可能な社会を心でつくろうと呼びかける意味合いを持たせています。

イオンモールのめざす姿

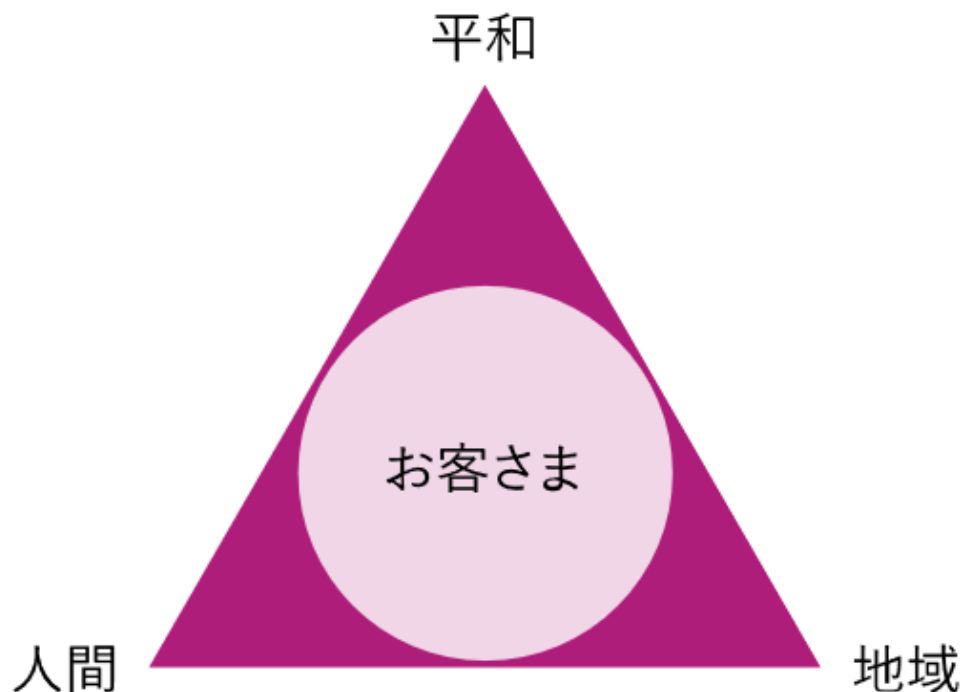
地域・社会の抱える課題に、ソリューションを提供することを事業とし、イオンモールが、地域コミュニティの中核施設・社会的インフラの地位を確立

2. イオンモールの社会貢献活動

イオンモールの基本理念

イオンの基本理念

お客さまを原点に平和を追求し、人間を尊重し、地域社会に貢献する



イオンは基本理念のもと、絶えず革新し続ける企業集団として、「お客さま第一」を実践してまいります。



イオンの環境・社会貢献の歩み

イオンは、新たなライフスタイルをお客さまとともに

イオンの取り組みは、国連の進める「SDGs」にもつながっています。

イオンは、これまで社会環境や経営環境の変化に対応しながら企業成長と社会の発展の両立を目指すサステナブル経営を推進してきました。持続可能な社会につながるイオンの取り組みは、2016年より国連が定める「SDGs」にもつながっています。



「SDGs」は、2015年9月にニューヨークで開催された「国連持続可能な開発サミット」にて、2030年までに全ての国が取り組むべき世界を変えるための17の目標と169のターゲットを定める「持続可能な開発目標(SDGs)」として採択されたものです。2016年1月1日に正式に発効し、世界中で進められている取り組みが定められています。

「イオン ふるさとの森づくり」開始
1号店となるマレーシアのジャスコマラッカ店(現イオンマラッカショッピングセンター)

1991年

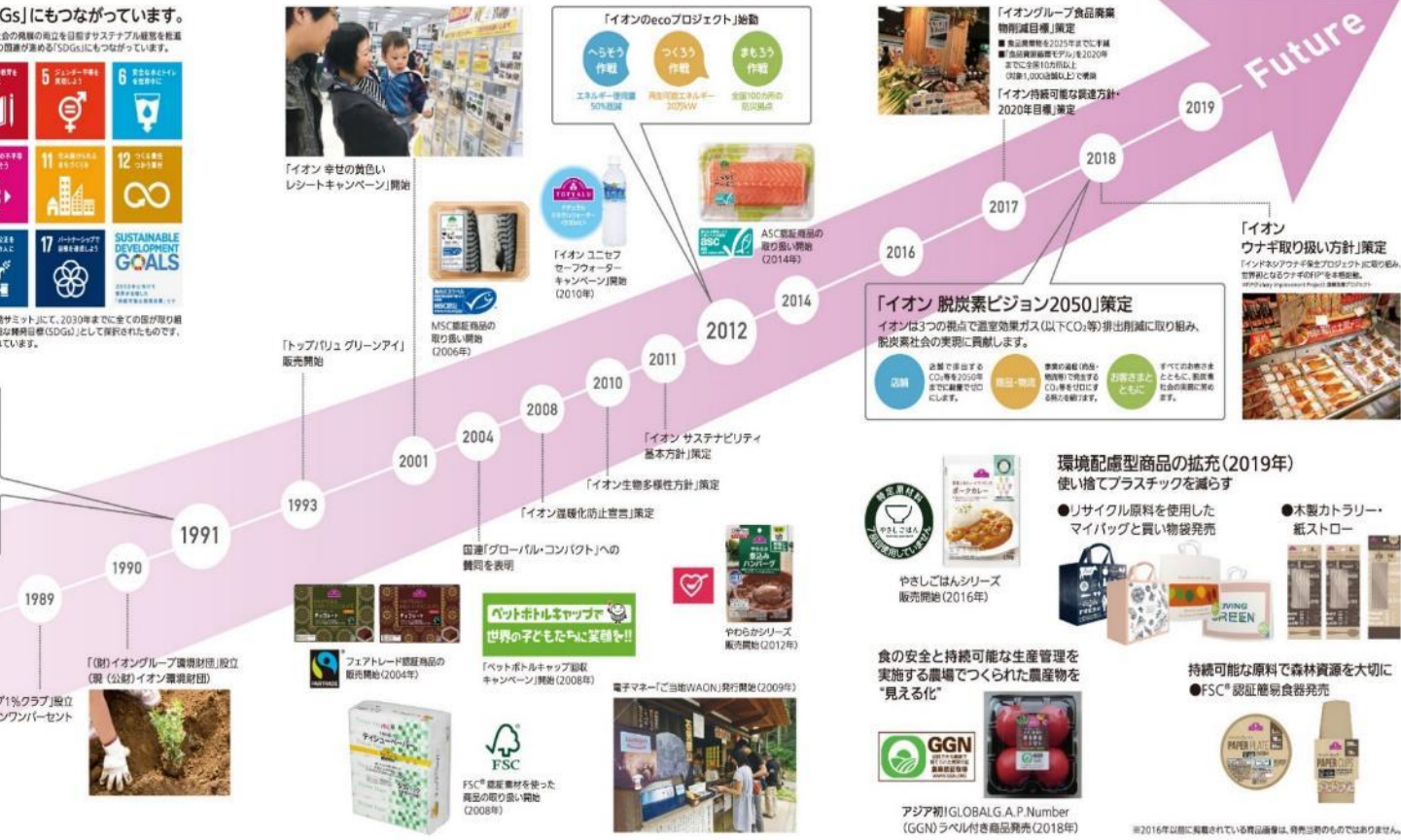
「イオングループ1%クラブ」発足
(現「公財」イオン環境財団)

1990年

「ジャスコ社会福祉基金」設立
(現「イオン社会福祉基金」)

約1,000本の桜を豊知原町崎市に移植

1977年



3. 献血推進活動

3 - 1. コロナ禍での献血活動

2020年4月の緊急事態宣言による臨時休業以降、
営業を再開したモールから献血活動の受け入れを強化しました。



イオンモール高知(高知県)



イオンモールつがる柏(青森県)



イオンモール名取(宮城県)

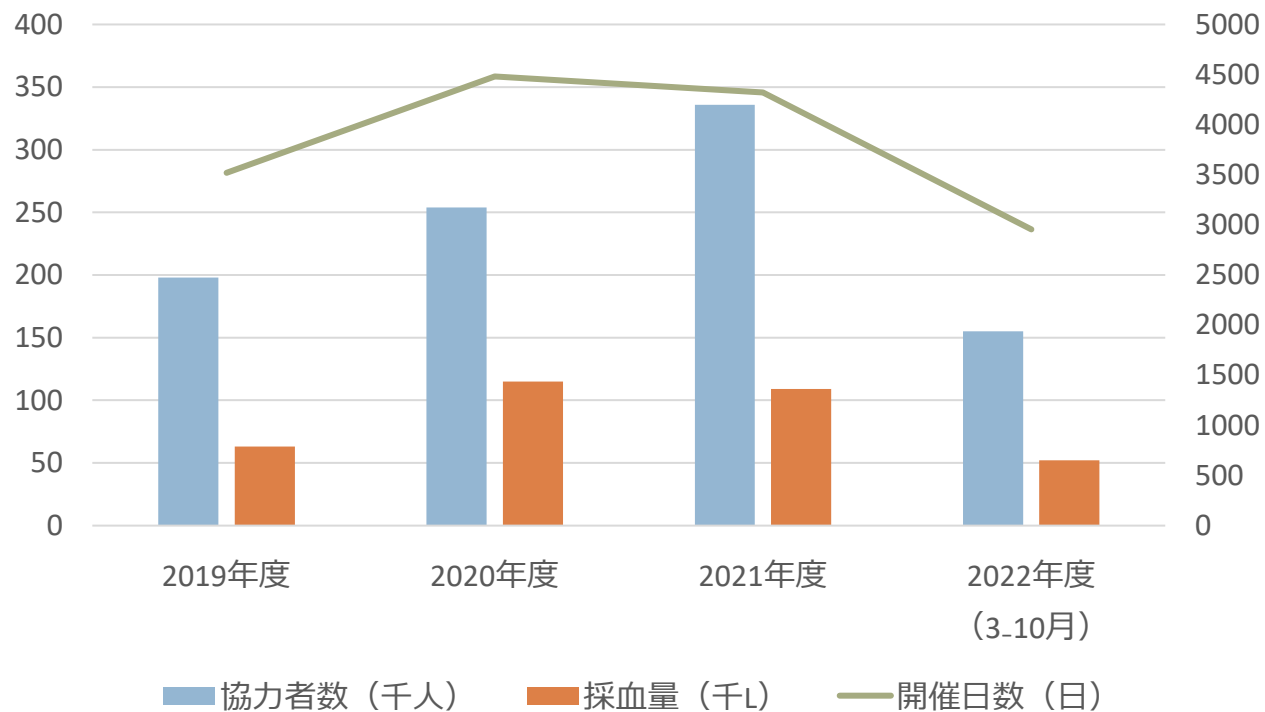


イオンモールナゴヤドーム前(愛知県)



3-2. 献血者推移

グラフタイトル



ご参考：イオンモールでの献血活動について

2019年度	献血協力者	約198,000名	採血量	約63,000ℓ
2020年度	献血協力者	約254,000名	採血量	約115,000ℓ
2021年度	献血協力者	約247,000名	採血量	約82,000ℓ
2022年3月～10月	献血協力者	約155,000名	採血量	約52,000ℓ

※日本赤十字社が全国で実施した献血協力者の約4.3%に値します。

3-3. 全社での取り組み

日本赤十字社×イオンモール 「全国学生クリスマス献血キャンペーン」

開催期間 : 2022年12月3日(土)～25日(日)

開催場所 : 全国31箇所のイオンモール

実施内容 : 『届けよう 命を繋ぐ贈り物』を統一スローガンとし、
冬場に減少傾向にある献血者数の増加を図るため、
学生が主体となって献血の理解と協力を仰ぎました。



3-4. モール独自の取り組み

イオンモール三川（山形県） 「はたらくクルマ展」での血液運搬車等や献血バスを展示

開催日： 2022年6月12日（日）

目的（地域の課題）：

少子高齢化が進む庄内地域の子供たちに、地域で活躍する“働く車”の体験、及び“車と共に働く大人”との交流を通じ、庄内地方で働く夢を抱いていただき、地域の人口流出に歯止めをかけることにより、地域の発展を目指す。

内容： 実際に献血車の中に入っただき、見学、説明等の体験を通じ、献血の重要性をこどもたちに理解していただくもの。



3 - 4. モール独自の取り組み

イオンモール倉敷（岡山県） 献血ステーション（献血者専用駐車場）の設置

平面駐車場内に日本では初めての献血車専用駐車場（2区画）を設置。





令和4年度第4回献血推進調査会
資料3

輸出に際しての 献血の同意説明書の変更（案）について



日本赤十字社
Japanese Red Cross Society

経 緯

今年度の「第2回献血推進調査会」において、厚生労働省から血漿分画製剤における輸出についての追記(案)が提示され、それを参考に「第3回献血推進調査会」において「献血の同意説明書」に追記することを提案させていただきました。

今般、血漿分画製剤の輸出については、献血者に丁寧な説明を行う必要があることから、献血血液が原料として使用される輸血用血液製剤及び血漿分画製剤に関する説明を加えるため、文字数のスペースが取れる「お願い！パンフレット」内に記載し、詳しく説明することで献血者の同意を得ることに変更したいと考えている。

○ 献血の同意説明における流れ

第4版
令和2年8月5日発行

献血の同意説明書


献血にご協力いただき、ありがとうございます。献血いただいた血液は、輸血用血液製剤及び血漿分画製剤の原料に使用されます。「お願い！」パンフレットと併せて以下の1～4の事項をご確認いただき、献血受付へお進みください。

1. 献血に伴う副作用等について
 - ① 気分不良、吐き気、めまい、失神などが0.7%（約1/140人）、失神に伴う転倒が0.008%（1/12,500人）の頻度で発生します。
 - ② 針を刺すことによる皮下出血が0.2%（1/500人）、神経損傷（痛み、しびれ、筋力低下など）が0.01%（1/10,000人）の頻度で発生します。
（医療機関の受診を伴う副作用には、「献血者健康被害救済制度」が適用されます。）
 - ③ 成分献血では、血液が固まらないように抗凝固剤（クエン酸ナトリウム）を使用しているため、口唇や手指のしびれ感などの症状が現れる場合や、予期せぬトラブルなどにより血液をお返しできない場合があります。
2. 個人情報の取扱いについて
 - ① 個人情報や検査結果等は血液センターにおいて厳重に管理され、安全な血液製剤を安定的に確保し、患者さんへお届けするために、また、皆様の健康を守り、安全な献血のための研究に利用させていただきます。※詳細は裏面をご覧ください。
 - ② 健康診断の結果、献血いただけないことがあります。申告いただいた個人情報は、医師法、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」などの定めにより削除できません。
3. 血液の検査等について
 - ① いただいた血液の一部を用いて、次の検査を行います。
血液型（ABO型、Rh型、HLA遺伝子型等）、不規則抗体、梅毒、B型・C型・E型肝炎ウイルス、エイズウイルス（HIV）、ヒトT細胞白血病ウイルス-1型（HTLV-1）、ヒトパルボウイルスB19、ALT（肝機能）等
※あなたの血液をもつた患者さんやあなた自身の健康のため、上記以外にも病原体を検査することがあります。
 - ② 血液型や輸血副作用の検査・解析のため、赤血球型、白血球型、血小板型及び血漿蛋白の遺伝子検査を行うことがあります。
 - ③ 血液製剤の品質管理や輸血用の検査試薬の製造に使用することがあります。
4. 血液製剤の有効利用について

いただいた血液は、個人を特定できる情報と切り離し、厳密な審査のもと、一般公募された研究機関等および日本赤十字社が実施する、以下の研究開発等に使用することがあります。
なお、その際、遺伝子を解析することがあります。

 - ① 血液製剤の有効性・安全性の向上及び検査法の向上を目的とした使用
 - ② 病気の診断・治療や国民の健康状態の改善を目的とした使用

詳しい研究項目等は添付資料裏面をご覧ください。



日本赤十字社
Japanese Red Cross Society

献血にご協力いただき、ありがとうございます。献血いただいた血液は、輸血用血液製剤及び血漿分画製剤の原料に使用されます。
「お願い！」パンフレットと併せて以下の1～4の事項をご確認いただき、献血受付へお進みください。

○ 献血の同意説明における流れ

「裏表紙」

「表紙」

献血後のお知らせ（検査結果）

献血受付時に下記の2種類の検査結果について、郵送による通知のご希望をお伺いしています。
（検査結果は献血後1ヵ月以内に郵送にてお届けします）

*「ラブラッド会員」*の皆様には下記(1)の検査項目の確認方法を、郵送による通知から会員専用Webページによる閲覧へ変更いただくようお願いしています。（郵送より結果を早く確認でき、過去の結果も参照可能です） *「ラブラッド会員」とは、募集回数献血クラブ（更新：ラブラッド）にご登録いただいている献血者です。

(1) 通知している検査項目

- ・血液型検査、生化学検査・血球計数検査

(2) 検査で異常を認めた場合に通知する項目

- ・B型・C型・E型肝炎ウイルス検査・梅毒検査・HTLV-1検査
- ・T.cruzi検査（シャーガス病の安全対策の対象者のみ）

※検査目的の献血を防止するため、エイズウイルスHIVの感染については、通知していません。

検査目的の献血をお断りする理由

エイズウイルスや肝炎ウイルスの感染初期には、強い感染力を持つにもかかわらず、最新の検査技術を用いても検出できない期間があります。

エイズウイルスなどの感染に不安がある時に検査目的で献血をされると、検査で検出できない期間だった場合、患者さんにウイルスを感染させてしまう可能性があります。

エイズ検査施設

エイズ検査をご希望の方は最寄りの保健所にお問合せください。
 保健所ではHIV検査を匿名、無料で受けることができます。

「**HIV検査相談マップ**」（<http://www.hivkensa.com>）に、保健所などの検査施設情報が掲載されています。

ご協力ください

献血後、健康診断や医療機関などで肝炎等と診断された場合、またそのほかの病気や感染症にかかっているとわかった場合は、血液センターまでご連絡ください。

輸血を受けられた患者さんについて感染症などの報告があった場合、その原因調査を行うため、また、献血者ご自身の健康管理のため、検査用血液の採血を再度お願いしています。

献血された方にコールバック用紙「今一度、ご確認をお願いします！」という印刷物をお渡します。こちらの記載に関して、思い当たる内容があった場合は、必ず献血当日中にコールバック用紙「今一度、ご確認をお願いします！」に記載されている電話番号へお電話ください。

責任ある献血とは

お願い！

輸血を受ける患者さんのために「責任ある献血*」をお願いします。

*エイズなどの検査を目的に献血を絶対にしないこと、問診に正しく答えて献血していただくこと

次に該当する方は献血をご遠慮ください

- ✓ 3日以内に 出血を伴う歯科治療（抜歯、歯石除去等）を受けた方
- ✓ 4週間以内に 海外から帰国（入国）した方
- ✓ 1ヵ月以内に ピアスの穴をあけた方
- ✓ エイズ検査が目的の方
- ✓ 6ヵ月以内に 下記に該当する方

- (a) 不特定の異性または新たな異性と性的接触があった
 - (b) 男性どうしの性的接触があった
 - (c) 麻薬、覚せい剤を使用した
 - (d) 上記 (a)～(c) に該当する人と性的接触をもった
- ✓ 今までに 下記に該当する方

- (a) 輸血（自己血を除く）や臓器の移植を受けた
 - (b) ヒト由来プラセンタ注射薬を使用した
 - (c) 梅毒、C型肝炎、マラリア、シャーガス病にかかった
- ✓ 下記のいずれかに該当し、中南米諸国（メキシコを含むカリブ海諸国を除く）を離れてから **6ヵ月以上** 経過していない方（6ヵ月以上経過している方は職員へお申し出ください。）

- 中南米諸国で生まれた、または育った
 - 母親または母方の祖母が中南米諸国で生まれた、または育った
 - 中南米諸国に連続して4週間以上滞在、または居住したことがある
- ✓ ジカウイルス感染症（ジカ熱）と診断され、治療後1ヵ月間を経過していない方

次に該当する方は職員にお申し出ください

- ✓ 3日以内に 薬を服用、使用した方
- ✓ 1年以内に 予防接種を受けた方
- ✓ 海外滞在歴について

3年以内に外国（ヨーロッパ、米国、カナダを除く）に滞在した方
 昭和55年以降、ヨーロッパ、サウジアラビアに遡算1ヵ月以上滞在した方

上記に該当されない方でも、問診内容により献血をお断りすることがあります。

2020年8月版

当該パンフレットを配布し、内容を確認していただいている。

○ 献血の同意説明における流れ

「内面 左側」

「内面 右側」

献血前にお読みください

献血前に

- お名前、生年月日、住所、電話番号等は正確にお答えください。
- 初めて献血をされる方は、ご本人の確認のため、運転免許証などの提示をお願いします。
- 問診項目には正確にお答えください。事実と異なる回答をされた場合、輸血を受けた患者さんに深刻な状況をもたらす場合があります。
- 献血に伴う副作用予防のため、献血前に水分(スポーツドリンク等)を補給してください。
- 献血後に高所作業や激しいスポーツ、自動車の運転等をされる方は献血前にお知らせください。特に乗り物の運転をされる方は、献血後に十分な休憩(30分以上)をおとってください。

献血時は

- 血圧や血色素量(ヘモグロビン濃度)を事前に測定します。
- 200mL・400mL献血では10分から15分位、成分献血では体重等に応じて採血する量(上限600mLまで)が異なりますので、40分から90分位の採血時間がかかります。
- 採血針や採血バッグ等は、お一人ずつ使い捨てとなっております。
- 採血装置の不具合等により、採血が中断されたり、いただいた血液が血液製剤に使用できなくなることがあります。

献血に伴う注意と副作用

- 血液には鉄分が含まれているため、献血により身体から鉄分が失われます。日頃から鉄分を補う食事を心がけましょう。
- 次のような症状が起きた場合は、すぐに職員にお知らせください。
 - ・針を刺したときに、強い痛みやしびれがある場合。
 - ・気分不良やめまい等の症状がある場合。
 - ※立ち上がりず、そのままの姿勢でお知らせください。
 - ・口唇や手指のしびれ感などの症状がある場合。
 - ※成分献血では血液が固まらないように抗凝固剤(クエン酸ナトリウム)を使用しているため、このような症状を起こすことがあります。
 - ・皮下出血がある場合。
- 採血針を刺したところに、跡が残ることがあります。

献血していただいた血液は

- 検査を実施し、血液製剤の基準に適合する場合のみ、輸血などの血液製剤に使用いたします。
- 血液の一部は少なくとも11年間冷凍保存し、輸血による副作用や感染症などの調査のために使用します。

献血の依頼について

- 受付時に確認させていただく「献血の依頼についての応諾意思」に同意いただいた方には、はがき、電話、メール、LINE等により、患者さんに必要な血液製剤を供給するために、献血のご協力を願っている場合があります。

献血当日は次のことをお願いいたします

- ・休憩…献血後少なくとも10分以上休憩してからお帰りください。特に乗り物を運転される場合は、その前に十分な休憩(30分以上)をおとってください。
- ・水分補給…献血会場内で水分(200mL以上)を補給し、会場を出てからもジュース(スポーツドリンク)やお茶などで十分な水分補給に努めてください。
- ・トイレ…採血直後の排尿は、失神を起こすことがありますので座位で行ってください。
- ・階段、エレベーター…できるだけ手すりにつかまってください。
- ・入浴…献血後2時間以内の入浴と当日のサウナは避けてください。
- ・飲酒、喫煙…献血直後は避けてください。
- ・スポーツ…水泳、マラソンなど激しいスポーツは避けてください。
- ・重労働…採血側の腕に強い力がかけられないようにしてください。

献血会場を離れてからも、気分が悪くなったりまれに“失神(一時的に意識をなくすこと)”を起こすことがあります!

- 電車のホームから転落などしないよう、線路から離れて電車をお待ちください。気分不良・失神などは、じっと立っている時に発生しやすくなります。
- 失神の前には、次のような症状が現れることがあります。
 - ・音が聞こえなくなってくる、耳がキーンとしてくる。
 - ・目の前がチカチカしてくる。
 - ・頭がぼーっとしてくる。
 - ・気分がわるくなってくる。
- 症状が現れたら、転倒を防止するためすぐにしゃがむか、横になってください。
 - ・仰向けになり、足を高くして30分程度安静にすると症状は和らぎます。
 - ・しゃがめない場合は、左右交互に足踏みをしたり、つま先立ちによる背伸び運動をすることにより、失神を防ぐことができる場合があります。

★献血後の腕の痛みなど何かご心配なことがあるときは、すぐに下記の血液センターまでご連絡ください。

○●○赤十字血液センター (xxx-xxx-xxxx)
 献血バスの運行予定や献血ルームのご案内などはホームページでもご覧いただけます。
<http://www.ooooo>

献血ルームのご案内
 ・○●赤十字血液センターxxx-xxx-xxxx ・○●献血ルーム xxx-xxx-xxxx
 ・○●赤十字血液センターxxx-xxx-xxxx ・○●献血ルーム xxx-xxx-xxxx

○ お願い！パンフレット（変更案）

（変更部分）

「内面 左側」 献血していただいた血液の説明内容

献血前にお読みください

献血前

- 氏名前、生年月日、住所、電話番号等は正確にお答えください。
- 初めて献血をされる方は、ご本人の確認のため、運転免許証などの提示をお願いします。
- 問診項目には正確にお答えください。事実と異なる回答をされた場合、輸血を受けた患者さんに深刻な状況をもたらす場合があります。
- 献血に伴う副作用予防のため、献血前に水分（スポーツドリンク等）を補給してください。
- 献血後に高所作業や激しいスポーツ、自動車の運転等をされる方は献血前にお知らせください。特に乗り物の運転をされる方は、献血後に十分な休憩（30分以上）をおとりください。

献血時は

- 血圧や血色素量（ヘモグロビン濃度）を事前に測定します。
- 200mL・400mL献血では10分から15分位、成分献血では体重等に応じて献血する量（上限600mLまで）が異なりますので、40分から90分位の採血時間がかかります。
- 採血針や採血バッグ等は、お一人ずつ使い捨てとなっています。
- 採血装置の不具合等により、採血が中断されたり、いただいた血液が血液製剤に使用できなくなることがあります。

献血に伴う注意と副作用

- 血液には鉄分が含まれているため、献血により身体から鉄分が失われます。日頃から鉄分を補う食事を心がけましょう。
- 次のような症状が起きた場合は、すぐに職員にお知らせください。
 - 針を刺したときに、強い痛みやしびれがある場合。
 - 気分不良やめまい等の症状がある場合。
 - ※立ち上がらず、そのままの姿勢でお知らせください。
 - 口唇や手指のしびれ感などの症状がある場合。
 - ※成分献血では血液が固まらないように抗凝固剤（クエン酸ナトリウム）を使用しているため、このような症状を起こすことがあります。
 - 皮下出血がある場合。
- 採血針を刺したところに、腫が現れることがあります。

献血していただいた血液は

- 検査を実施し血液製剤の基準に適した場合、輸血用血液製剤及び血漿分画製剤の原料に使用されます。
 - ※輸血用血液製剤とは「赤血球製剤」「血漿製剤」「血小板製剤」「全血製剤」があります。
 - ※血漿分画製剤とは血漿中に含まれる血液凝固因子、免疫グロブリン、アルブミンなどのたんぱく質を抽出・精製したものです。献血血液の成分である血漿を原料として、国内製薬企業において製造されています。
- 血漿分画製剤については、国内の患者さんに使用される他、国内自給と安定供給の確保に支障が生じない範囲で、国が定める方針や計画等に基づき海外の患者さんのために輸出される場合があります。

- 血液の一部は11年間冷凍保存し、輸血による副作用や感染症などの調査のために使用します。

献血の依頼について

- 受付時に確認させていただく「献血の依頼についての承諾意思」に同意いただいた方には、はがき、電話、メール、LINE等により、患者さんに必要な血液製剤を供給するために、献血のご協力をお願いする場合があります。

献血していただいた血液は

- 検査を実施し血液製剤の基準に適した場合、輸血用血液製剤及び血漿分画製剤の原料に使用されます。
 - ※輸血用血液製剤とは「赤血球製剤」「血漿製剤」「血小板製剤」「全血製剤」があります。
 - ※血漿分画製剤とは血漿中に含まれる血液凝固因子、免疫グロブリン、アルブミンなどのたんぱく質を抽出・精製したものです。献血血液の成分である血漿を原料として、国内製薬企業において製造されています。
- 血漿分画製剤については、国内の患者さんに使用される他、国内自給と安定供給の確保に支障が生じない範囲で、国が定める方針や計画等に基づき海外の患者さんのために輸出される場合があります。

○ 献血の同意説明書

第4版
令和2年8月5日発行

献血の同意説明書

献血にご協力いただき、ありがとうございます。献血いただいた血液は、輸血用血液製剤及び血液分画製剤の原料に使用されます。「お願い！」パンフレットと併せて以下の1～4の事項をご確認いただき、献血受付へお進みください。

- 献血に伴う副作用等について**
 - 気分不良、吐き気、めまい、失神などが0.7% (約1/140人)、失神に伴う転倒が0.008% (1/12,500人) の頻度で発生します。
 - 針を刺すことによる皮下出血が0.2% (1/500人)、神経損傷（痛み、しびれ、筋力低下など）が0.01% (1/10,000人) の頻度で発生します。
(医療機関の受診を伴う副作用には、「献血者健康被害救済制度」が適用されます。)
 - 成分献血では、血液が固まらないように抗凝凝固剤（クエン酸ナトリウム）を使用しているため、口唇や手指のしびれ感などの症状が現れる場合や、予期せぬトラブルなどにより血液をお返しできない場合があります。
- 個人情報の取扱いについて**
 - 個人情報や検査結果等は血液センターにおいて厳重に管理され、安全な血液製剤を安定的に確保し、患者さんへお届けするために、また、皆様のご健康を守り、安全な献血のための研究に利用させていただきます。※詳細は裏面をご覧ください。
 - 健康診断の結果、献血いただけませんが、申しいたご個人情報は、医師法、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」などの定めにより削除できません。
- 血液の検査等について**
 - いただいた血液の一部を用いて、次の検査を行います。
血液型（ABO型、Rh型、HLA遺伝子型等）、不規則抗体、梅毒、B型・C型・E型肝炎ウイルス、エイズウイルス（HIV）、ヒトT細胞白血病ウイルス-1型（HTLV-1）、ヒトヘルペスウイルスB19、ALT（肝機能）等
※あなたの血液をもらった患者さんやあなたの健康のため、上記以外にも病原体を検査することがあります。
 - 血液型や輸血副作用の検査・解析のため、赤血球型、白血球型、血小板型及び血漿蛋白の遺伝子検査を行うことがあります。
 - 血液製剤の品質管理や輸血用の検査試薬の製造に使用することがあります。
- 血液製剤の有効利用について**

いただいた血液は、個人を特定できる情報と切り離し、厳密な審査のもと、一般公募された研究機関等および日本赤十字社が実施する、以下の研究開発等に使用することがあります。
なお、その際、遺伝子を解析することがあります。

 - 血液製剤の有効性・安全性の向上及び検査法の向上を目的とした使用
 - 病気の診断・治療や国民の健康状態の改善を目的とした使用

詳しい研究項目等は添付資料裏面をご覧ください。

日本赤十字社
Japanese Red Cross Society

○ お願い！パンフレット

お願い！

献血を受ける患者さんのために「責任ある献血[※]」をお願いします。

※エイズなどの検査を目的に献血を絶対にしないこと、問診に正しく答えて献血していただくこと

献血をご遠慮いただく場合とは

次に該当する方は献血をご遠慮ください

- ✓ 3日以内に 出血を伴う歯科治療（抜歯、歯石除去等）を受けた方
- ✓ 4週間以内に 海外から帰国（入国）した方
- ✓ 1ヵ月以内に ピアスの穴をあけた方
- ✓ エイズ検査が目的の方
- ✓ 6ヵ月以内に 下記に該当する方
 - (a) 不特定の異性または新たな異性と性的接触があった
 - (b) 男性どうしの性的接触があった
 - (c) 麻薬、覚せい剤を使用した
 - (d) 上記(a)～(c)に該当する人と性的接触をもった
- ✓ 今までに 下記に該当する方
 - (a) 輸血（自己血を除く）や臓器の移植を受けた
 - (b) ヒト由来プラズマ製剤を使用した
 - (c) 梅毒、C型肝炎、マラリア、シャーガス病にかかった
- ✓ 下記のいずれかに該当し、中南米諸国（メキシコを含むカリブ海諸国を除く）を離れてから6ヵ月以上経過していない方（6ヵ月以上経過している方は職員へお申し出ください。）
 中南米諸国で生まれた、または育った
 母親または母方の祖母が中南米諸国で生まれた、または育った
 中南米諸国に連続して4週間以上滞在、または居住したことがある
- ✓ ジカウイルス感染症（ジカ熱）と診断され、治療後1ヵ月間を経過していない方

次に該当する方は職員にお申し出ください

- ✓ 3日以内に 薬を服用、使用した方
- ✓ 1年以内に 予防接種を受けた方
- ✓ 海外滞在歴について
 - 3年以内に外国（ヨーロッパ、米国、カナダを除く）に滞在した方
 - 昭和55年以降、ヨーロッパ、サウジアラビアに過算1ヵ月以上滞在した方

上記に該当されない方でも、問診内容により献血をお断りすることがあります。

2020年8月版

○ 献血の同意 (現行：献血会場での問診タブレット回答)

1 2 3 4 5 終了

3 献血の同意

事前にお渡しした「献血の同意説明書」の以下の内容について理解し、献血に同意しますか。

*1～3に同意が得られない場合は献血をご辞退いただけます。

- 献血に伴う副作用について
- 個人情報の取り扱いについて
- 血液の検査について

○ 同意します

○ 同意しません

4.血液の有効利用について

○ 同意します

○ 同意しません

次へ

Copyright © (C) 2012 Japanese Red Cross Society All rights reserved.

(案)

第4版

令和2年8月5日施行

献血の同意説明書

献血にご協力いただき、ありがとうございます。献血いただいた血液は、輸血用血液製剤及び血漿分画製剤の原料に使用されます。「お願い！」パンフレットと併せて以下の1～5の事項をご確認いただき、献血受付へお進みください。

1. 献血に伴う副作用等について

- ① 気分不良、吐き気、めまい、失神などが0.7%（約1/140人）、失神に伴う転倒が0.008%（1/12,500人）の頻度で発生します。
- ② 針を刺すことによる皮下出血が0.2%（1/500人）、神経損傷（痛み、しびれ、筋力低下など）が0.01%（1/10,000人）の頻度で発生します。
（医療機関の受診を伴う副作用には、「献血者健康被害救済制度」が適用されます。）
- ③ 成分献血では、血液が固まらないように抗凝固剤（クエン酸ナトリウム）を使用しているため、口唇や手指のしびれ感などの症状が現れる場合や、予期せぬトラブルなどにより血液をお返しできない場合があります。

2. 個人情報の取扱いについて

- ① 個人情報や検査結果等は血液センターにおいて厳重に管理され、安全な血液製剤を安定的に確保し、患者さんへお届けするために、また、皆様の健康を守り、安全な献血のための研究に利用させていただきます。※詳細は裏面をご覧ください。
- ② 健康診断の結果、献血いただけないことがあります。申告いただいた個人情報は、医師法、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」などの定めにより削除できません。

3. 血液の検査等について

- ① いただいた血液の一部を用いて、次の検査を行います。
血液型（ABO型、Rh型、HLA遺伝子型等）、不規則抗体、梅毒、B型・C型・E型肝炎ウイルス、エイズウイルス（HIV）、ヒトT細胞白血病ウイルス-1型（HTLV-1）、ヒトパルボウイルスB19、ALT（肝機能）等
※あなたの血液をもらった患者さんやあなた自身の健康のため、上記以外にも病原体を検査することがあります。
- ② 血液型や輸血副作用の検査・解析のため、赤血球型、白血球型、血小板型及び血漿蛋白の遺伝子検査を行うことがあります。
- ③ 血液製剤の品質管理や輸血用の検査試薬の製造に使用することがあります。

4. 血液製剤の有効利用について

いただいた血液は、個人を特定できる情報と切り離し、厳密な審査のもと、一般公募された研究機関等および日本赤十字社が実施する、以下の研究開発等に使用することがあります。

なお、その際、遺伝子を解析することがあります。

- ① 血液製剤の有効性・安全性の向上及び検査法の向上を目的とした使用
- ② 病気の診断・治療や国民の健康状態の改善を目的とした使用

詳しい研究項目等は添付資料裏面をご覧ください。

5. 血漿分画製剤の海外輸出について

血漿分画製剤については、国内自給と安定供給の確保に支障の生じない範囲において、海外で必要とされる患者さんにお届けするため輸出する場合があります。

献血者の皆様の個人情報取り扱いについて

日本赤十字社では、献血者の皆様の個人情報について、法令を遵守し、以下のように適正に取り扱います。

個人情報の利用目的

献血者の皆様の個人情報は、安全な血液製剤を安定的に確保し、患者さんへお届けするために、また、皆様の健康を守るために利用いたします。

具体的な利用目的は、以下のとおりです。

- 血液事業に関する情報の提供や献血の依頼などのため
- 献血受入れ時の確認等のため
- 安全に献血いただくための健康被害（採血副作用）対策の研究のため
- 献血者の皆様への検査結果等の通知のため
- 血液製剤の安全性確保に必要な血液検査・試験の実施のため
- 血漿分画製剤製造国内メーカーへの原料血漿配分のため
- 保管検体の検査結果を医療機関等へ情報提供するため
- 遡及調査の結果を医療機関等へ情報提供するため
- 健康被害（採血副作用）における保険会社、厚生労働省等への連絡のため
- 血液の有効性や安全性向上の研究のため
- 国の指導の下に行われる他の研究機関との共同研究のため
- 内部外部における特殊な検査試薬の製造のため
- 患者さんに適合した血液製剤の確実な供給のため
- 血液事業に関する表彰のため、また、国・地方公共団体等への表彰対象者の報告のため

個人情報の種類と収集方法

個人情報の種類と収集方法は以下のとおりです。

- 献血申込書（診療録）、登録申込書や健康被害（採血副作用）を負った場合の請求書等に記載された住所、氏名、生年月日、電話番号、口座番号など
- 医師等が献血申込書（診療録）に記載した事項
- 医師等が献血者健康被害記録（採血副作用記録）に記載した事項
- 検体の検査から得られる情報
- 献血者の皆様が申告された情報

情報の目的外利用・提供

皆様の個人情報は、法令に定めのある場合やご本人が同意している場合を除き、目的外に利用すること及び前記の「個人情報の利用目的」に記載された以外の第三者に提供することはありません。

個人情報の管理方法

皆様の個人情報を正確、最新のものにするため常に適切な措置を講じるよう努めています。

また、個人情報の不正な流出を防止するため等の安全対策を講じています。

なお、日本赤十字社が個人情報に関わる業務を外部に委託する場合にも、同様に厳重な管理を行なわせます。

開示・訂正等の請求について

ご自身に関する情報について開示をご希望の場合、または血液センターが保有する個人情報が事実と異なる場合には、献血カードに記載されている連絡先までご連絡ください。

ご本人であることを確認させていただいた上で対応いたします。

日本赤十字社の個人情報の取り扱いについては、<http://www.jrc.or.jp/> をご覧ください。